

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830010	学校を設置するNPO法人に対する固有財産の減額償付要件の緩和			C		文部科学省は有権解釈する立場にはありませんが、現在、私学助成を受けられる学校法人に限り減額償付と等が認められていることに鑑みれば、減額償付等は憲法との関係もあり、困難と考えます。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において設置された学校とのイコールフットイングを求めるものである。両学校は学校教育法上同等のものであることから、特区において設置された学校の児童生徒が安心して学校に通えるようにするために与等が認められていることにより支障するかと言うことは検討すべき課題である。そのためどのような要件が必要かと言うことも含めて、「イコールフットイングを実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討し回答された。		C	817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものです。公の支配に属せしめるために学校法人並みの規制を課すことになれば、特区においてこのような特例を認めたい趣旨に反することになることから、減額償付等は困難と考えます。							1309	13092020	NPO/バリエーション教育センターの子学園(特定非営利活動法人バリエーション・バイカルチュラール教育センター)	バリエーション教育実践プロジェクト	第2次提案において、「一定の実績のある不登校児童生徒等」のNPO法人による学校設立の可能性が開かれたところ、これらの法人が校舎・校舎として利用するために、固有財産を譲与・貸与する際の要件を緩和し、貸与等ができる対象に特区法4条8項の認定を受けた自治体の特区内に設置される特区法13条に規定する学校設置非営利法人を追加する。
文部科学省	0830020	指定管理者制度を活用する公立図書館の館長・専門的職員等の設置規定の弾力的運用	図書館法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	図書館法第13条第1項においては、公立図書館に館長を置くことを定め、その館長が公務員である場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条において、教育委員会がその任命を行うことを定めている。また、地方自治法第244条の2においては、公の施設について指定管理者制度を定めているところである。	D-1		図書館経営のためには責任者がいることから、図書館法では公立図書館にその責任者たる館長を置くこととする規定を設けており(図書館法第13条第1項)、その任命については、教育委員会が行うこととされています(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教法という。)第34条)。この任命規定については、図書館については首長部局ではなく教育委員会が管理するものであることから、その職員の任命を地方公共団体の長ではなく教育委員会が行う旨規定されているものです。教育委員会は公務員たる職員については任命を行いますが、教育委員会が図書館の管理を指定管理者に行わせる場合で、任命権の対象となる公務員たる職員がいなるときは、地教法34条は適用されません。すなわち、この場合、図書館に館長を置く必要はありませんが(図書館法第13条第1項)、公務員でない館長については教育委員会が任命する必要はないものです。したがって、指定管理者に館長業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることはできるものと考えられます。ご不明の点があれば、文部科学省までお気軽にご相談ください。										1010	10101010	大阪府大東市	図書館運営特区	図書館の管理運営において、地方自治法第244条の2の指定管理者制度を活用する場合、図書館法第13条第1項に規定される公立図書館の館長たることを契約及び条例に定めることにより任命されたことみなすなど弾力的な運用を可能とする。	
文部科学省	0830020	指定管理者制度を活用する公立図書館の館長・専門的職員等の設置規定の弾力的運用	図書館法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	図書館法第13条第1項においては、公立図書館に館長を置くことを定め、その館長が公務員である場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条において、教育委員会がその任命を行うことを定めている。また、地方自治法第244条の2においては、公の施設について指定管理者制度を定めているところである。	D-1		図書館法第13条第1項においては、公立図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認められた場合に専門的職員等を置くこととされていますが、その任命については、教育委員会が行うこととされています(以下、地教法という。)第34条)。この任命規定については、図書館については首長部局ではなく教育委員会が管理するものであることから、その職員の任命を地方公共団体の長ではなく教育委員会が行う旨規定されているものです。教育委員会は公務員たる職員については任命を行いますが、教育委員会が図書館の管理を指定管理者に行わせる場合で、任命権の対象となる公務員たる職員がいなるときは、地教法34条は適用されません。すなわち、この場合、公務員でない専門的職員等については教育委員会が任命する必要はないものです。したがって、指定管理者に専門職員等の業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることはできるものと考えられます。ご不明の点があれば、文部科学省までお気軽にご相談ください。										1010	10101020	大阪府大東市	図書館運営特区	図書館の管理運営において、地方自治法第244条の2の指定管理者制度を活用する場合、図書館法第13条第1項及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準 二 (八) に規定される公立図書館の専門的職員等の設置については、当該指定管理者の職員とすることなどを契約や条例に定めれば任命されたことみなすなど弾力的な運用を可能とする。	
文部科学省	0830030	公民館における営利目的の事業及び営利事業の援助を禁止する規制の緩和	社会教育法	社会教育法第23条においては、公民館の行つてはならない行為を掲げ、その中で、特定の営利事業に公民館の名称を利用せずその他営利事業を援助することを禁止している。	D-1		地域における雇用促進等を目的として、例えば、市の主催や市と企業の共催により面接会を開催するなど、利用上の工夫により現行の規定で対応は可能とす。	提案では、営利を目的とした事業あるいは営利事業かの判断は明確な基準がないことであることとを踏まえ、どの程度まで認められるかを明確にされたい。なお、市の主催や市と企業の共催でない場合の見解も併せて示されたい。		D-1	社会教育法第23条で禁止されている「営利事業を援助すること」とは、一般的に「特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けること」をいう(平成7年局長通知)のであって、空き時間での利用等、営利事業者等が公民館を利用することは公民館の目的を妨げない限りにおいて問題ありません。						1052	10521010	埼玉県川口市	公民館使用制限の緩和	社会教育法第23条第1項第1号に規定する公民館の営利目的の事業及び営利事業の援助を禁止する規制については、市内事業所等が雇用促進を図る目的により利用することを特例として認めるもの。	
文部科学省	0830040	専修・各種学校の公設民営方式による学校運営の承認	学校教育法 第5条 同法第82条の11	専修学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされている。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関して、高等学校を始めとする公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的観点からその在り方の検討がされたことです。具体的な制度化については、なお十分な検討が必要であり、現在、頂いている特区提案の趣旨を実現するため、制度の在り方について検討を進めているところでもあります。なお、現行制度においても、地方公共団体と協力して新たな学校法人の設立等を行うことにより当該地域における特別なニーズに対応するための教育を実施することは可能であり、そのような手法についても、是非ご検討いただきたいと思います。	学校の公設民営に関する検討の結果が出た際には、専修学校・各種学校についても幼稚園・高等学校と同様に措置を行うと解してよい。	D-1	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が済ましているものであるため、どのような形であれば法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか適宜に対応策をまとめられたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。加えて、専修学校、各種学校の公設民営についても、学校の公設民営についても、学校の公設民営に関する検討の結果が出た際には、幼稚園・高等学校と同様に措置を行うと解してよい。なお、第4次提案の貴省回答においては、幼稚園等と各種学校等は同じ取り扱いとすることが適当なことであった。						1266	12661010	三重県名張市	公設民営学校特区	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針等を踏まえ、中央教育審議会においてその在り方についての検討を実施しました。検討の状況につきましては、幼稚園・高等学校と同様に、具体的な内容についてできる限り速やかに結論をお示しできるような鋭意検討を行っているところです。		

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)の管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830040	専修・各種学校の公設民営方式による学校運営の承認	学校教育法第5条 同法第8条の1 同法第8条第2項 同法第8条第3項	専修学校及び各種学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされている。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関して、高等学校を始めとする公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央政府審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、なお十分な検討が必要であり、現在、頂いている特区提案の趣旨を実現するため、制度の在り方について検討を進めているところであり、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、今後、関係府庁との協議を進めたいと考えています。	学校の公設民営に関する検討の結論が出る際には、専修学校・各種学校については、幼稚園・高等学校と同様に措置を行うと解してよい。		D-1	専修学校における公設民営学校の実施については、法制上の課題等については、十分な検討が必要であり、文部科学省として、構造改革特区についてご提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めておられます。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等が実現が決まっているものであるため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めているところであり、併せて、右の提案主体からの再意見を踏まえたい。		C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針、等を踏まえ、中央政府審議会においてその在り方についての検討を実施しました。	1539	15391010	福岡県北九州市	公立専修・各種学校活性化特区構想	学校の設置者がその設置する学校を管理運営する「学校設置者管理主義の原則」(学校教育法第5条、第8条の1、83条第2項)を専修・各種学校について緩和する。		
文部科学省	0830050	公立学校の公設民営方式による学校運営の承認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関して、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央政府審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題について、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めておられます。 なお、ご提案の趣旨にあるような、地方自治体が所有する空き校舎等を活用し、公的助成を得つつ特色ある教育を行うことについては、既に、学校法が地方自治体の協力を得て、地方自治体が所有する空き校舎を借入れ、新しい学校を設置している例や、地方自治体と協力して新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例があります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方自治体が所有する空き校舎を借入れして私立学校を設置する準備を進めている具体的な例も数多くあります。併せて、右の提案主体の意見も踏まえたい。	提案は、地域の有識者等の多様なニーズに応えるため地方自治体等の遊休校舎等を活用しながら、運営委員会の管理の下、NPO法人が運営する学校を設置するようになることとされているが、提案者が求める義務教育学校の公設民営も含む義務教育の趣旨を最大限実現するため、制度の在り方等について検討を進めておられます。	学校運営協議会制度については、既存の公立学校の教育力を高めていくことで、また社会のニーズを反映させていくことでも大変意義のある取り組みであると存じます。本制度を活用していく方法についてご教示いただきたい。	D-1	学校運営協議会は、学校を設置する教育委員会が、保護者や地域の皆さんのニーズを踏まえ、学校を指定して設置するものです。保護者や地域の皆さんは、学校運営協議会を通じて、指定された学校の運営に関して、教育課程の編成などについて意見を述べ、また、指定された学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、その職員の任命権を有する教育委員会に見解を述べること(意見を述べられた教育委員会は、任用に当たってはその意見を尊重する)など、地域の学校の運営に、一定の権限と責任を持つて参画することが可能になります。この制度が効果的に活用されることによって、ご提案の趣旨についても実現可能であると考えられることとされており、その活用についてもご検討いただき、併せて、右の提案主体の意見も踏まえたい。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等が実現が決まっているものであるため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めているところであり、併せて、右の提案主体からの再意見を踏まえたい。		C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針、等を踏まえ、中央政府審議会においてその在り方についての検討を実施しました。	1180	11801010		特定非営利活動法人全国教育フォーラムの会	公設公営型の新しいタイプの小中学校の設置と内閣府認証NPO法人への運営委託事業	・現存の公立学校の教育内容にとらわれず、地域の有識者や保護者の多様なニーズに答えるためには色とりどりタイプの学校を用意し、保護者の選択にゆだねることが大切です。 この観点から、その教育内容の有効な活用と運営を促す観点から、専任制活動を行う法人への委託ができるような学校を設置運営ができるようにする。 ・地方自治体、又は国が保有する遊休校舎や公的施設を利用して、内閣府認証NPO法人が企画運営する新しいタイプの公設公営型学校を設立し、運営を委託する。 ・地域の有識者、教育委員会、保護者代表、民間教育事業者、企業の関係者等で組織する運営委員会を設置し、その管理のもと運営を行う。	
文部科学省	0830050	公立学校の公設民営方式による学校運営の承認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関して、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央政府審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題について、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めておられます。 なお、ご提案の趣旨にあるような、地方自治体が所有する空き校舎等を活用し、公的助成を得つつ特色ある教育を行うことについては、既に、学校法が地方自治体の協力を得て、地方自治体が所有する空き校舎を借入れ、新しい学校を設置している例や、地方自治体と協力して新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例があります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方自治体が所有する空き校舎を借入れして私立学校を設置する準備を進めている具体的な例も数多くあります。併せて、右の提案主体の意見も踏まえたい。	提案は、市町村が空き校舎を提供し、運営費の一部補助により支援を行うことによって、NPO法人と共同で学校を開設し、実際の運営はNPO法人が行うというものであるが、提案者が求める義務教育学校の公設民営も含む義務教育の趣旨を最大限実現するため、制度の在り方等について検討を進めておられます。	文科省の回答では、公設民営学校の設置については、……現在、頂いている特区提案の趣旨を実現するため、制度の在り方について検討を進めているところであり、併せて、右の提案主体の意見も踏まえたい。	D-1	「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等については、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についてご提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体的な方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めておられます。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等が実現が決まっているものであるため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めているところであり、併せて、右の提案主体からの再意見を踏まえたい。		C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針、等を踏まえ、中央政府審議会においてその在り方についての検討を実施しました。	1286	12861030		NPO法人大阪に新しい学校を創る会	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことにより、公共性、安定性を確保することとしているが、設置者が自治体、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人など民間教育事業者と、「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行う新しい方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に広げてもらうという方針が認められるべきである。中教審の答申では学校法人のみが委託対象となっており、NPO法人も委託対象として認められるべきである。		
文部科学省	0830050	公立学校の公設民営方式による学校運営の承認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関して、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央政府審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題について、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めておられます。 なお、ご提案の趣旨にあるような、地方自治体が所有する空き校舎等を活用し、公的助成を得つつ特色ある教育を行うことについては、既に、学校法が地方自治体の協力を得て、地方自治体が所有する空き校舎を借入れ、新しい学校を設置している例や、地方自治体と協力して新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例があります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方自治体が所有する空き校舎を借入れして私立学校を設置する準備を進めている具体的な例も数多くあります。併せて、右の提案主体の意見も踏まえたい。	提案は、自治体が民間と共同して学校を開設し、後者が管理運営を行うというものであるが、提案者が求める義務教育学校の公設民営も含む義務教育の趣旨を最大限実現するため、制度の在り方等について検討を進めておられます。	「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等については、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についてご提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体的な方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めておられます。	D-1	「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等については、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についてご提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体的な方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めておられます。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等が実現が決まっているものであるため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めているところであり、併せて、右の提案主体からの再意見を踏まえたい。		C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針、等を踏まえ、中央政府審議会においてその在り方についての検討を実施しました。	1344	13441010		特定非営利活動法人IWC/IAC 札幌市民の会	「公設民営」方式による小・中一での「素ガイリ」スクール」構想	「学校教育法 第五条」における学校設置者による学校の管理、地方公共団体の長が適合すると認められたNPO法人に管理の委託を可能にする。	

文部科学省(特区)

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	
文部科学省	0830050	公立学校の公設民営方式による学校運営の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。 なお、ご提案の趣旨にあるような、地方自治体が所有する空き校舎等を活用し、公的な助成を得つつ特色ある教育を行うことについては、既に、学校法人が地方自治体の協力を得て、地方自治体が所有する空き校舎を借用し、新しい学校を設置している例や、地方自治体と協力して新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例があります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方自治体が所有する空き校舎を借用して私立学校を設置する準備を進めている具体的な例もありますので、そのような手法についても、是非ご検討頂きたいと思っております。	提案は、NPOが自治体と共同して学校を設立し、私立学校並みの公的助成が得られるようにしてほしいとのことであるが、提案者が求める義務教育学校の公設民営も含め貴省の回答で全て実現できると解してよいか、加えて、貴省の回答に「具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります」とあるが、その具体的なスケジュールを明らかにされたい。		「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。			公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形であれば法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか速やかに対応策をまとめられたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。					1344	13442010	特定非営利活動法人「IW C / I A C」国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京/バイリンガル・スクール」構想	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによる、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人と「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行なう新方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。この提案を第4次に続き今回も再提案する。					
文部科学省	0830050	公立学校の公設民営方式による学校運営の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。 なお、ご提案の趣旨にあるような、地方自治体が所有する空き校舎等を活用し、公的な助成を得つつ特色ある教育を行うことについては、既に、学校法人が地方自治体の協力を得て、地方自治体が所有する空き校舎を借用し、新しい学校を設置している例や、地方自治体と協力して新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例があります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方自治体が所有する空き校舎を借用して私立学校を設置する準備を進めている具体的な例もありますので、そのような手法についても、是非ご検討頂きたいと思っております。	提案は、自治体が民間と共同して学校を開設し、後者が管理運営を行うというものであるが、提案者が求める義務教育学校の公設民営も含め貴省の回答で全て実現できると解してよいか、加えて、貴省の回答に「具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります」とあるが、その具体的なスケジュールを明らかにされたい。		「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。			公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形であれば法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか速やかに対応策をまとめられたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。							1440	14401030	大面チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大面チャーター・スクール」構想	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによる、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人など民間学校事業者と、「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行なう新しい方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。この提案を第4次に続き今回も再提案する。			
文部科学省	0830050	公立学校の公設民営方式による学校運営の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。 なお、ご提案の趣旨にあるような、地方自治体が所有する空き校舎等を活用し、公的な助成を得つつ特色ある教育を行うことについては、既に、学校法人が地方自治体の協力を得て、地方自治体が所有する空き校舎を借用し、新しい学校を設置している例や、地方自治体と協力して新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例があります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方自治体が所有する空き校舎を借用して私立学校を設置する準備を進めている具体的な例もありますので、そのような手法についても、是非ご検討頂きたいと思っております。	提案者が求める義務教育学校の公設民営も含め提案の内容は全て実現できると解してよいか、加えて、貴省の回答に「具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります」とあるが、その具体的なスケジュールを明らかにされたい。		「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。			公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形であれば法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか速やかに対応策をまとめられたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。										1485	14851010	株式会社ノヴァ	小学校・中学校においても公設民営で学校運営を認定します。	
文部科学省	0830050	公立学校の公設民営方式による学校運営の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。 なお、ご提案の趣旨にあるような、国際人育成を目指すイメージ教育の実現については、例えは、構造改革特区における特例を活用して、実際に、自治体が「ノウハウ」を持つ民間等と協力して学校法人を設立し、英語教育に重点を置いた学校に向けた準備を進めている具体的な例もあります。特に、通常の公立学校で行われる教育活動を越えた教育を実施し、義務教育段階での授業料の徴収を想定されるのであれば、そのような手法についても、是非ご検討頂きたいと思っております。	提案者が求める義務教育学校の公設民営も含め提案の内容は全て実現できると解してよいか、加えて、貴省の回答に「具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります」とあるが、その具体的なスケジュールを明らかにされたい。		「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。			公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形であれば法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか速やかに対応策をまとめられたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。											1500	15001010	東京都区	豊かな明日の子たちを育む教育特区 公立の義務教育学校の管理運営について民間に委ねることを定めること(公設民営方式の容認)。
文部科学省	0830050	公立学校の公設民営方式による学校運営の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。 なお、ご提案の趣旨にあるような、地方自治体が所有する空き校舎等を活用し、公的な助成を得つつ特色ある教育を行うことについては、既に、学校法人が地方自治体の協力を得て、地方自治体が所有する空き校舎を借用し、新しい学校を設置している例や、地方自治体と協力して新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例があります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方自治体が所有する空き校舎を借用して私立学校を設置する準備を進めている具体的な例もありますので、そのような手法についても、是非ご検討頂きたいと思っております。	提案者が求める義務教育学校の公設民営も含め提案の内容は全て実現できると解してよいか、加えて、貴省の回答に「具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります」とあるが、その具体的なスケジュールを明らかにされたい。		「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。			公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形であれば法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか速やかに対応策をまとめられたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。											1560	15601030	神戸チャーター・スクール研究会	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによる、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人など民間学校事業者と、「共同」して学校を開設し、後者が管理・運営を行なう新しい方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してもこうした新しい方式が認められるべきである。この提案を第4次に続き今回も再提案する。

文部科学省 (特区)

Table with 18 columns: 省庁名, 管理コード, 規程の特例事項名, 該当法令等, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要 (対応策), 各省庁からの回答に対する再検討要請, 提案主体からの意見, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各省庁からの再検討要請に対する回答, 各省庁からの回答に対する再々検討要請, 提案主体からの再意見, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各省庁からの再々検討要請に対する回答, 構想(プロジェクト)管理番号, 規程特例提案事項管理番号, 提案主体名, 構想(プロジェクト)の名称, 規程の特例事項の内容.

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	規程(プロジェクト)管理番号	規程特例提案事項管理番号	提案主体名	規程(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830080	公設民営学校を行う地方公共団体の首長の学校教育に関する決定権限の強化	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。	貴省の回答では「制度の在り方等について検討を進めてあります。」としているが、地方公共団体の首長の学校教育に関する決定権限の強化についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。	文部科学省による御回答の文脈からは、既に「教育的見地」から「公設民営」の在り方の検討を実施した中教審の方針が確固としたものであり、今は、その中教審の方針を文部科学省が具体的に制度設計していれば検討を行っている、と読み取れます。すなわち、中教審の答申内容が所与とされ、その具体化が進行中と捉めます。しかし、弊社は、そもそも中教審答申における「公設民営」概念(モデル)の再考を提案しているものであり、文部科学省からは、中教審の「公設民営」概念(モデル)をそのまま採用することによる「公設民営」が何であるのかについて、改めて明確に御回答願いたいと考えます。本年3月4日の中教審答申での「公設民営」の概念は、弊社をはじめとする多くの国民が意味している「公設民営」概念とは内容が大きく異なるため、弊社は「公設民営」において、教育委員会「の介在の余地が無いこと」が、決定的に重要なファクターであると考えています。中教審答申のモデルとなった公設民営の概念は、その分科会の「切等中等教育分科会」の参考資料で示されたものですが、ここでは「教育委員会と受託機関との間の契約によって学校の運営方針等」が決定することとされています。しかし、教育委員会が入っていない既存の公立学校とは大きな差がない、意味が無いし、弊社が考える「公設民営」上はならないのです。しかも、同参考資料においては、株式会社やNPO法人が運営主体となる学校は、私立学校と位置付けて公立学校と区別化されており、受託機関「は暗黙のうちに「学校法人」であると限定してしまっているのです。弊社は今の「教育委員会」の権限「機能」を皆地方公共団体の首長へと移し、さらに学校の管理「運営」について「皆地方公共団体の首長」と契約する「受託機関」に株式会社、NPO法人「が含まれないければ、真の「公設民営」とはならないと考えています。このような「公設民営」概念(モデル)を採用するのではなく、中教審によるそれをそのまま文部科学省が採用することの積極的根拠を明確に御回答願いたいと思えます。	「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等について、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についてのご提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。	公設民営学校の制度化については、これは従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形で法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか、地方公共団体の首長の強化も含め、速やかに対応策をまとめたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。							1596	15961020	いよいよ「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針「等を踏まえ、中央教育審議会においてその在り方についての検討を実施しました。 公立学校は、地方自治体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとともに卒業認定や懲戒等の処分が行われるという点を踏まえつつ、地方自治体から施設の提供や支援を受け、特色ある自由な教育を行いたい等の特区提案の内容を最大限実現するため、法制上の課題を含め検討中。 なお、検討の状況につきましては、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、具体的な内容についてできる限り速やかに結論を示しできるように、鋭意検討を行っているところです。	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第23条の柱書「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」に類似して、「但し、第二十四条にかかわらず、学校の管理運営を、株式会社、NPO法人その他事業者に委託する決定を行った地方公共団体の長が行うことができる。」を加入する。 同法律の第32条「学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他は教育委員会が所管する。」についても、但書として「但し、大学以外の学校の管理運営を株式会社、NPO法人その他事業者に委託する決定を行った地方公共団体の長がこれを所管する。」と付け加える。	株式会社 東京リーガルマインド	義務教育の「公設民営」特区				
文部科学省	0830080	公設民営学校を行う地方公共団体の首長の学校教育に関する決定権限の強化	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。	貴省の回答では「制度の在り方等について検討を進めてあります。」としているが、地方公共団体の首長の学校教育に関する決定権限の強化についても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。	「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等について、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についてのご提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。	公設民営学校の制度化については、これは従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形で法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか、地方公共団体の首長の強化も含め、速やかに対応策をまとめたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。							5064	50640302	いよいよ「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針「等を踏まえ、中央教育審議会においてその在り方についての検討を実施しました。 公立学校は、地方自治体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとともに卒業認定や懲戒等の処分が行われるという点を踏まえつつ、地方自治体から施設の提供や支援を受け、特色ある自由な教育を行いたい等の特区提案の内容を最大限実現するため、法制上の課題を含め検討中。 なお、検討の状況につきましては、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、具体的な内容についてできる限り速やかに結論を示しできるように、鋭意検討を行っているところです。	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第23条の柱書「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」に類似して、「但し、第二十四条にかかわらず、学校の管理運営を、株式会社、NPO法人その他事業者に委託する決定を行った地方公共団体の長が行うことができる。」を加入する。 同法律の第32条「学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他は教育委員会が所管する。」についても、但書として「但し、大学以外の学校の管理運営を株式会社、NPO法人その他事業者に委託する決定を行った地方公共団体の長がこれを所管する。」と付け加える。	株式会社 東京リーガルマインド	義務教育の「公設民営」特区					
文部科学省	0830090	公設民営学校における教職員の職務等に関する決定権限の強化	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		文部科学省による御回答の文脈からは、既に「教育的見地」から「公設民営」の在り方の検討を実施した中教審の方針が確固としたものであり、今は、その中教審の方針を文部科学省が具体的に制度設計していれば検討を行っている、と読み取れます。すなわち、中教審の答申内容が所与とされ、その具体化が進行中と捉めます。しかし、弊社は、そもそも中教審答申における「公設民営」概念(モデル)の再考を提案しているものであり、文部科学省からは、中教審の「公設民営」概念(モデル)をそのまま採用することによる「公設民営」が何であるのかについて、改めて明確に御回答願いたいと考えます。本年3月4日の中教審答申での「公設民営」の概念は、弊社をはじめとする多くの国民が意味している「公設民営」概念とは内容が大きく異なるため、弊社は「公設民営」において、教育委員会「の介在の余地が無いこと」が、決定的に重要なファクターであると考えています。中教審答申のモデルとなった公設民営の概念は、その分科会の「切等中等教育分科会」の参考資料で示されたものですが、ここでは「教育委員会と受託機関との間の契約によって学校の運営方針等」が決定することとされています。しかし、教育委員会が入っていない既存の公立学校とは大きな差がない、意味が無いし、弊社が考える「公設民営」上はならないのです。しかも、同参考資料においては、株式会社やNPO法人が運営主体となる学校は、私立学校と位置付けて公立学校と区別化されており、受託機関「は暗黙のうちに「学校法人」であると限定してしまっているのです。弊社は今の「教育委員会」の権限「機能」を皆地方公共団体の首長へと移し、さらに学校の管理「運営」について「皆地方公共団体の首長」と契約する「受託機関」に株式会社、NPO法人「が含まれないければ、真の「公設民営」とはならないと考えています。このような「公設民営」概念(モデル)を採用するのではなく、中教審によるそれをそのまま文部科学省が採用することの積極的根拠を明確に御回答願いたいと思えます。	文部科学省による御回答の文脈からは、既に「教育的見地」から「公設民営」の在り方の検討を実施した中教審の方針が確固としたものであり、今は、その中教審の方針を文部科学省が具体的に制度設計していれば検討を行っている、と読み取れます。すなわち、中教審の答申内容が所与とされ、その具体化が進行中と捉めます。しかし、弊社は、そもそも中教審答申における「公設民営」概念(モデル)の再考を提案しているものであり、文部科学省からは、中教審の「公設民営」概念(モデル)をそのまま採用することによる「公設民営」が何であるのかについて、改めて明確に御回答願いたいと考えます。本年3月4日の中教審答申での「公設民営」の概念は、弊社をはじめとする多くの国民が意味している「公設民営」概念とは内容が大きく異なるため、弊社は「公設民営」において、教育委員会「の介在の余地が無いこと」が、決定的に重要なファクターであると考えています。中教審答申のモデルとなった公設民営の概念は、その分科会の「切等中等教育分科会」の参考資料で示されたものですが、ここでは「教育委員会と受託機関との間の契約によって学校の運営方針等」が決定することとされています。しかし、教育委員会が入っていない既存の公立学校とは大きな差がない、意味が無いし、弊社が考える「公設民営」上はならないのです。しかも、同参考資料においては、株式会社やNPO法人が運営主体となる学校は、私立学校と位置付けて公立学校と区別化されており、受託機関「は暗黙のうちに「学校法人」であると限定してしまっているのです。弊社は今の「教育委員会」の権限「機能」を皆地方公共団体の首長へと移し、さらに学校の管理「運営」について「皆地方公共団体の首長」と契約する「受託機関」に株式会社、NPO法人「が含まれないければ、真の「公設民営」とはならないと考えています。このような「公設民営」概念(モデル)を採用するのではなく、中教審によるそれをそのまま文部科学省が採用することの積極的根拠を明確に御回答願いたいと思えます。	「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等について、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についてのご提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。	公設民営学校の制度化については、これは従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形で法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか、教職員任命権を教育委員会から地方公共団体へ権限委譲することも含め、速やかに対応策をまとめたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。											1596	15961030	いよいよ「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針「等を踏まえ、中央教育審議会においてその在り方についての検討を実施しました。 公立学校は、地方自治体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとともに卒業認定や懲戒等の処分が行われるという点を踏まえつつ、地方自治体から施設の提供や支援を受け、特色ある自由な教育を行いたい等の特区提案の内容を最大限実現するため、法制上の課題を含め検討中。 なお、検討の状況につきましては、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、具体的な内容についてできる限り速やかに結論を示しできるように、鋭意検討を行っているところです。	学校教育法第6条「校長及び教員(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の適用を受ける者を除く。)の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。」に新規の第3項を付けて、「但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理運営する学校については、前項の規定を適用しない。」を追加規定する。「教育職員免許法第3条1項「教育職員としての法律により授けらるる者相当の免許状を有する者でなければならない。」に関連して、新規に「第3条3項」を創設して、以下のように追加規定する。「第3条第一項の規定については、地方公共団体の長が、株式会社、NPO法人その他事業者が、その管理を包括的に委託した学校の教職員については、これを適用しない。」教育公務員特例法第11条「校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、違事によるものとし、その選定は、中央政府の長官が行う。」について、新設の第2項を付けて、以下のように規定する。「二 第二十一条にかかわらず、株式会社、NPO法人その他事業者(以下「事業者等」といふ)が設置又は管理する学校については、校長の採用又は昇任は、事業者等が行うものとする。」 また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条「教育委員会の所管する学校その他の教育機関の校長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の規定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。」について、新設の第2項を以下のように追加する。「二 但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、前項の規定を適用しない。」地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条「市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「県費負担教職員」といふ)の任命権は、都道府県委員会に属する。」について、但書として以下を追加する。「但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、県費負担教職員の任命権は、校長に属するものとする。」	株式会社 東京リーガルマインド	義務教育の「公設民営」特区	

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想 (プロジェクト) 管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想 (プロジェクト) の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830090	公設民営学校における教職任免権を教育委員会から地方公共団体へ権限委譲	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題について、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。	貴省の回答では「制度の在り方等について検討を進めてあります。」としているが、教職任免権を教育委員会から地方公共団体へ権限委譲することについても提案が実現される方向で検討が進められるものと解して良いか。		「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等について、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。			C	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形であれば法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのか、教職任免権を教育委員会から地方公共団体へ権限委譲することも含め、速やかに対応策をまとめられたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。					いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針等を踏まえ、中央教育審議会においてその在り方についての検討を実施しました。 公立学校は、地方自治体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとともに卒業認定や修業等の処分が行われると1つ点を踏まえつつ、地方自治体から施設の提供や支援を受け、特定の自由な教育を行いたい等の特区提案の内容を実現するため、法制上の課題を含め検討中です。 なお、検討の状況につきましては、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、具体的な内容についてできる限り速やかに結論をお示しできるよう、鋭意検討を行っているところです。	5064	50640033	0	株式会社 東京リーガルマインド		学校教育法第8条「校長及び教員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別法律で定めるもののはが、文部科学大臣がこれを定める。」に新規の第2項を設けて、「二 但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理運営する学校については、前項の規定を適用しない。」と追加規定する。教育職員免許法第3条1項「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」に関連して、新規に「第3条3項」を創設して、以下のように追加規定する。「第三条第一項の規定については、地方公共団体にあっては、株式会社、NPO法人その他事業者、その管理を包括的に委託した学校の教育職員については、これを適用しない。」教育公務員特例法第11条「校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選挙によるものとし、その選挙は、大学附置の学校にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあっては文部科学大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあってはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。」について、新規に第2項を設け、以下のように規定する。「二 第二十三条にかかわらず、株式会社、NPO法人その他事業者（以下「事業者等」という。）は、校長の採用及び昇任は、専ら教育委員会の教育長が行うものとする。」地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の規定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。」について、新規の第2項を以下のように追加する。「二 但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、前項の規定を適用しない。」地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条「市町村立学校職員給与負担法（昭和25年法律第135号）第1条及び第2条に指定する職員（以下「庶務系職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。」について、但書として以下を追加する。「但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、庶務系職員以外の職員は、校長に属するものとする。」		
文部科学省	0830100	公設民営学校における学習指導要領の適用除外の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-2		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。 なお、ご提案の趣旨にあるような、教科の構成や授業時間数について、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施する場合には、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）」により行うことができます。	確かにご指摘にあるように「構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）」においても「学習指導要領」を適用除外することが可能な場合もあります。しかし、そもそも公設民営による学校教育と研究開発学校設置事業とは多少の相違点が存在します。まず、公設民営による学校教育の必要性は多様性に富んだ「運営」にあります。当然多種多様な教育も要請されるのであるから「学習指導要領」を適用除外することが要求されるのです。この点、研究開発学校設置事業はあくまでも「研究」の境として扱われているため視点が必要となります。この弊害を取り除くためにも、構造改革特区として公設民営学校における「学習指導要領」を適用除外した方が便宜さかかった部分からも有用だと考えます。	「公設民営学校」の制度化については、法制上の課題等について、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体化の方策等について、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、検討を進めてあります。		C	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題である。特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているものであるため、どのような形であれば法制上の課題を解決し提案の内容を最大限実現できるのかの速やかに対応策をまとめられたい。また、検討のスケジュールについても明らかにされたい。	1596	15961040		株式会社 東京リーガルマインド		「学校教育法第20条・21条・38条・40条」および「学校教育法施行規則第24条・28条・第53条・54条2項・第55条」（すべて、小学校・中学校の科目・授業時間数の割り振り等に関する規定である。）のすべてについて、以下の但書を加える。「但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、本条は適用されない。」									
文部科学省	0830100	公設民営学校における学習指導要領の適用除外の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-2		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、法制上の課題については、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。 なお、ご提案の趣旨にあるような、教科の構成や授業時間数について、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施する場合には、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業（802）」により行うことができます。						C	他の公立学校の管理運営委託についての提案に関する検討状況についてのご指摘ですが、いわゆる「公設民営」型学校の提案者の、地方公共団体から施設の提供や支援を受け、特定の自由な教育を行いたい等の特区提案の内容を実現する観点と、公立学校が、地方公共団体の公の意思に基づき、教育内容が決定されるとともに卒業認定や修業等の処分が行われるものである点との両者を踏まえ、法制上の課題を含めて検討を行います。 地方独立行政法人への管理運営委託についても、公立学校の管理運営委託を行ったためどのような制度的措置が必要となるのかを見定めると、その制約措置と地方独立行政法人制度とが、どのように適合するのか、さらに法制上の配慮が必要となるのかなどは検討が必要であると考えています。 なお、公立学校の管理運営委託の検討の状況については、昨年9月の構造改革特別区域推進本部決定や、本年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」等を踏まえつつ、具体的な内容についてできる限り速やかに結論をお示しできるよう、鋭意検討を行っているところです。	5064	50640034	0	株式会社 東京リーガルマインド		「学校教育法第20条・21条・38条・40条」および「学校教育法施行規則第24条・28条・第53条・54条2項・第55条」（すべて、小学校・中学校の科目・授業時間数の割り振り等に関する規定である。）のすべてについて、以下の但書を加える。「但し、株式会社、NPO法人その他事業者が設置又は管理する学校については、本条は適用されない。」							
文部科学省	0830110	公立学校の独立行政法人による管理運営の容認	学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における)株式会社、NPO法人を除く。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とする点については、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教員の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合などについて、詳細かつ慎重な検討が必要であり、引き続き、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてまいります。 なお、文部科学省では、先の国会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、「学校運営協議会制度」を導入しました。 本制度は、保護者や地域住民等が学校運営協議会を通じ、一定の権限を持って学校運営の基本方針の策定や教職員人事等の学校運営に参加することを制度的に可能とするものであり、保護者や地域住民のニーズを公立学校運営とより一体的に反映させることも、特色ある学校教育の実現を可能とするものです。 従って、ご提案の趣旨にあるような、「地域の意向を反映させた住民参加型の学校運営」の実現に向けて、本制度のご活用についてもご検討頂きたいと思っております。	貴省からご指摘のあった「地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理」、教職員の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性など、地方独立行政法人に公立学校の管理運営委託を適格な条件で導入することに関し、資料で示したとおり、教育委員会による理事長の任命、評議員会との関係、中間計画に代わる委託契約を行うことにより基本的な確保できるものと考えます。 また、教職員の身分取扱いについては、区が庶務系職員を地方独立行政法人に譲渡し、法人人事契約又は準雇用契約を締結することにより、他の公立学校と同様の身分取扱いが担保できると考えております。 地方独立行政法人を公立学校の委託先としたのは、すでに公立大学の運営主体として認められている法人に運営責任を委ねること、これまでの経験、同一学校の運営形態を打破し、民間活力を活用し、学校運営の安定性を確保した上で、公立学校であるが、私立学校とは異なる、新しい仕組みでの学校運営を可能とすることが、このことにより、貴省の地方分権を一層推進するものと考えておりますのでご再考ください。 また、構造改革特区提案の趣旨を最大限に生かすため、検討を進めることですが、いづれでも、どこで中央教育審議会など、どなたに検討をされるのかご教示ください。 なお、地域運営協議会による学校につきましては、平成17年度に、2校を指定する予定で準備をすすめております。しかし、より基本的な学校運営の改革には、公設民営の導入が必要不可欠と考えておりますので、ご再考願います。	検討内容についてのご指摘ですが、文部科学省では、これまで教育委員会関係団体との意見交換を通じて、意見や要望の聴取に努めてきております。スケジュールについては、本年4月から施行されている地方独立行政法人制度の運用状況や、このほか、管理委託のご提案であることから、他の公立学校の管理運営委託についての提案に関する検討状況も踏まえつつ判断していく必要があります。これらの状況を見つつ、適宜進めてまいります。		C	右の提案主体からの再意見について回答されたい。				当区では、構造改革特区研究開発事業学校による小中一貫教育、学校運営協議会による学校運営について準備を進めています。義務教育学校の管理運営委託については、既に第1次回答に対する意見で送っている趣旨で提案しているもので、改めて検討をお願いします。また貴省の検討内容についての回答は、依然、具体的スケジュール・検討の方向がはっきりしません。幼稚園・高等学校についての包括的委託学校の取組みと併せ、改めて義務教育学校の管理運営委託について貴省がどのような考えをもっているのか、具体的スケジュールと併せてお示し下さい。なお、「他の公立学校の管理運営委託についての提案に関する検討事項」とは何かもお示しください。											

Table with 13 columns: 省庁名, 管理コード, 規制の特例事項名, 該当法令等, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 各省庁からの回答に対する再検討要請, 提案主体からの意見, 各省庁からの再検討要請に対する回答, 各省庁からの回答に対する再々検討要請, 提案主体からの再意見, 各省庁からの再々検討要請に対する回答, 各省庁からの再意見, 各省庁からの再々検討要請に対する回答, 構想(プロジェクト)管理番号, 規制特例提案事項管理番号, 提案主体名, 構想(プロジェクト)の名称, 規制の特例事項の内容.

文部科学省 (特区)

Table with 14 columns: 省庁名, 管理コード, 規制の特例事項名, 該当法令等, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要 (対応策), 各省庁からの回答に対する再検討要請, 提案主体からの意見, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各省庁からの再検討要請に対する回答, 各省庁からの回答に対する再々検討要請, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案主体からの再意見, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各省庁からの再々検討要請に対する回答, 構想(プロジェクト)管理番号, 規制特例提案事項管理番号, 提案主体名, 構想(プロジェクト)の名称, 規制の特例事項の内容.

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830210	学校運営委員会委員の任命権を市長に付与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第47条第5号	地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事項は、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	C		保護者や地域住民が学校運営に参画することについては、先の国会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正して、学校運営協議会制度を設けたことである。これは、学校運営の手法の一つとして位置づけられるものです。 地方公共団体においては、学校の管理運営に関する事項は教育委員会の所管であり、その一環として、委員の任命も、教育委員会の所管の範囲となるものです。	提案の趣旨は、学校運営協議会を決定権を有した、自由発想による裁量権を有する機関として位置づけるために、学校運営協議会の委員の任命権を教育委員会ではなく首長に付与するというものであり、提案を実現するためにはどうすればよいかとの観点から検討し回答された。			ご指摘の点については、公立学校である以上、政治的中立性の確保のため、首長から独立した行政委員会である教育委員会が、管理する必要があります。学校運営協議会の委員の任命もこの管理権の一部であります。また、財産管理権が首長に属することが述べられていますが、地方公共団体の財産を、公立学校の用に供することを決定した場合には、教育委員会と併せて、教育委員会が財産管理権が移ることになります(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号)。 なお、このような財産管理の引き継ぎを行わず、保護者や公募市民等が運営する学校を認めるということであれば、これは前述の「学校運営協議会」ではなく、貴市と地域住民等が協働して新たな学校法人を設立する形態(その法人の機関として「学校運営委員会」を置く形態)により、ご提案の実現が可能と思われる。実際、そのような方式を採用して学校を設けている地方公共団体も数多くあり、ご活用をご検討されている方が多いかと考えています。お気軽にご相談いただければと存じます。	10月から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体ごとの責任において地域住民の意見を積極的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの再意見について回答された。	本市の提案は、保護者、地域住民等が組織し、住民参加型の学校運営を行い、その権限の一部について教育委員会から当該委員に委任できるようにするもので、ご助言いただいた新たな学校法人を設立することは考えていません。市内における小中学校は、同じ運営主体であるべきと考えています。 また、福小に公立学校は、教育財産として教育委員会に財産管理権がありますが、本市は、学校開校を種々の進め、余裕教室等を高齢者の住宅、留守番児童見守りの場、地域の集いの場等として活用しています。教育財産であっても市として学校目的以外にどう利用するのかが市長事務、教育委員会と常に連携を要しています。教育の政治的中立性は当然確保すべきだと考えており、教育委員会が学校を管理すべきことは否定していません。提案するように学校運営委員会委員の任命権が市長であっても、その教育の中立性は妨げられないと考えています。 市長、教育委員会事務局がお互いに連携し、協働する形で学校運営できることが必要だと考えています。教育委員会委員が市長が議会の議決を経て、任命することになっているように、学校運営委員会委員の任命権についても市長にあっては問題がないと考えています。	1571	15711010	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会副委員長、市長部局職員等からなる学校運営委員会を設置する。この委員会には、附属機関等の位置づけではなく、決定権限を有し、かつ、自由発想による裁量権を有する機関として位置づける。学校は地域の財産であり、市長の権限の範囲が不可欠であるので、学校運営委員会委員の任命権を市長に付与する。				
文部科学省	0830220	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号	教職員の任免権は教育委員会に属する。	D-1		ご提案の趣旨は、住民の意向に即した校長の人事ということであるかと考えられます。現行制度では、学校運営協議会が校長を含む職員の人選について意見を述べることができ、かつ、任命権はその意見を尊重することとされています。また、校長の公募を行うことも現行制度でも可能です。したがって、教育委員会において、学校運営協議会の意向により公募や任免を行うことで、ご提案の趣旨は実現可能です。	提案の趣旨は学校運営について市民が参加して市民が自ら校長の任命を行いたいというものであり、「実現するためにはどうすればよいか」という観点から検討し回答された。	D-1		学校運営協議会は校長を含む職員の人選について意見を述べることができ、かつ、任命権も含まれているものと認識しています。この委員会が主体となって委員の名で学校長を公募し、直接面接等を行い地元の校長を任命したいと考えています。その権限を教育委員会から校長へと移行するものと認識しています。この権限を教育委員会から校長へと移行し、校長の公募、任命とは異なります。この学校との調整が必要になれば、それは教育委員会の責任のもと対応、調整する必要がありますと考えています。	10月から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体ごとの責任において地域住民の意見を積極的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの再意見について回答された。	本市の提案は、保護者、公募市民等からなる学校運営委員会が単なる諮問機関ではなく、決定権限を有する執行機関的な位置付けを考えています。学校運営委員会の委員には、教育委員会事務局、校長、教職員等も含まれています。その点で教育の安定性、公共性、質は確保されているものと認識しています。この委員会が主体となって委員の名で学校長を公募し、直接面接等を行い地元の校長を任命したいと考えています。その権限を教育委員会から校長へと移行し、校長の公募、任命とは異なります。この学校との調整が必要になれば、それは教育委員会の責任のもと対応、調整する必要がありますと考えています。	1571	15711020	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会副委員長、市長部局職員等からなる学校運営委員会を設置し、都道府県教育委員会の権限に属する校長の公募と任免権を学校運営委員会に付与する。この委員会には、附属機関等の位置づけではなく、決定権限を有し、かつ、自由発想による裁量権を有する機関として位置づける。				
文部科学省	0830220	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号	教職員の勤務評定を実施する権限は教育委員会に属する。	D-1		勤務評定は、人事権者がその人事権の一環として行うものです。学校運営協議会は学校運営全般に関し教育委員会又は校長に意見を言うことができることから、教育委員会において、その意見を踏まえて勤務評定を行うことで、ご提案の趣旨は実現可能です。	本市の提案は、保護者、公募市民等からなる学校運営委員会が単なる諮問機関ではなく、決定権限を有する執行機関的な位置付けを考えています。学校運営委員会の委員には、教育委員会事務局、校長、教職員等も含まれています。その点で教育の安定性、公共性、質は確保されているものと認識しています。この委員会が主体となって委員の名で学校長を公募し、直接面接等を行い地元の校長を任命したいと考えています。その権限を教育委員会から校長へと移行し、校長の公募、任命とは異なります。この学校との調整が必要になれば、それは教育委員会の責任のもと対応、調整する必要がありますと考えています。	10月から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体ごとの責任において地域住民の意見を積極的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの再意見について回答された。	本市の提案は、保護者、公募市民等からなる学校運営委員会が単なる諮問機関ではなく、決定権限を有する執行機関的な位置付けを考えています。学校運営委員会の委員には、教育委員会事務局、校長、教職員等も含まれています。その点で教育の安定性、公共性、質は確保されているものと認識しています。この委員会が主体となって委員の名で学校長を公募し、直接面接等を行い地元の校長を任命したいと考えています。その権限を教育委員会から校長へと移行し、校長の公募、任命とは異なります。この学校との調整が必要になれば、それは教育委員会の責任のもと対応、調整する必要がありますと考えています。	1571	15711030	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	市町村教育委員会の権限に属する教職員の勤務評定実施権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。							
文部科学省	0830220	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与	地方公務員法第39条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条、58条第2項、59条	研修は任命権者が行っています(県費負担教職員の研修は都道府県教育委員会、ただし指定都市、中核市についてはそれぞれ別の教育委員会)。	D-1		研修に対する任命権は、基本的に任命権者である都道府県教育委員会が一時的な責任を持って実施することから、校長に申し出ることは、都道府県教育委員会に付与することから、各教育委員会に対して主体的な申し出を行うことができることから、各教育委員会において、学校運営協議会の意見を踏まえて教職員の研修を行うことで、ご提案の趣旨は実現可能です。	提案の趣旨は、住民参加組織が教職員の任命権を有するといった提案が認められることを前提に、自ら教職員の研修について責任を持って実施したいというものである。貴省の回答によれば、「学校運営協議会は学校運営全般について教育委員会、校長に対して主体的な申し出を行うことができることから、各教育委員会において、学校運営協議会の意見を踏まえて教職員の研修を行うことで、ご提案の趣旨は実現可能です。」とあるが、教職員の研修は任命権者から校長に申し出ることから、ご提案の趣旨は実現可能です。	D-1		教職員に対する研修は、基本的に任命権者である都道府県教育委員会が実施するものです。なお、学校運営協議会は教職員の研修も含め学校運営全般に関し教育委員会又は校長に意見を言うことができることから、教育委員会において、その意見を踏まえて勤務評定を行うことで、ご提案の趣旨は実現可能です。	10月から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体ごとの責任において地域住民の意見を積極的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの再意見について回答された。	本市の提案は、保護者、公募市民等からなる学校運営委員会が単なる諮問機関ではなく、決定権限を有する執行機関的な位置付けを考えています。学校運営委員会の委員には、教育委員会事務局、校長、教職員等も含まれています。その点で教育の安定性、公共性、質は確保されているものと認識しています。この委員会が主体となって委員の名で学校長を公募し、直接面接等を行い地元の校長を任命したいと考えています。その権限を教育委員会から校長へと移行し、校長の公募、任命とは異なります。この学校との調整が必要になれば、それは教育委員会の責任のもと対応、調整する必要がありますと考えています。	1571	15711040	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	都道府県教育委員会や市町村教育委員会のほか、教職員の研修実施権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。都道府県教育委員会、市町村教育委員会が実施する研修は従来どおり行うこととし、個々のニーズに応じた研修の実施権を学校運営委員会に付与する。				
文部科学省	0830220	教育委員会に属している学校の管理運営権を住民参加組織に付与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条第2項、第5条第2項、第5条第5号	校内組織の決定は基本的に校長の権限である。都道府県教育委員会が定めた基準に従い、市町村教育委員会が都道府県教育委員会の同意を得た上で行うこととなっている。	C		校内組織の決定は、基本的には学校運営の責任者である校長の権限です。学校運営協議会は学校運営全般に関し教育委員会又は校長に意見を言うことができることから、校長において、その意見を踏まえて校内組織を決定することで、ご提案の趣旨は実現可能です。	本市の提案は、保護者、公募市民等からなる学校運営委員会が単なる諮問機関ではなく、決定権限を有する執行機関的な位置付けを考えています。学校運営委員会の委員には、教育委員会事務局、校長、教職員等も含まれています。その点で教育の安定性、公共性、質は確保されているものと認識しています。この委員会が主体となって委員の名で学校長を公募し、直接面接等を行い地元の校長を任命したいと考えています。その権限を教育委員会から校長へと移行し、校長の公募、任命とは異なります。この学校との調整が必要になれば、それは教育委員会の責任のもと対応、調整する必要がありますと考えています。	10月から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体ごとの責任において地域住民の意見を積極的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの再意見について回答された。	本市の提案は、保護者、公募市民等からなる学校運営委員会が単なる諮問機関ではなく、決定権限を有する執行機関的な位置付けを考えています。学校運営委員会の委員には、教育委員会事務局、校長、教職員等も含まれています。その点で教育の安定性、公共性、質は確保されているものと認識しています。この委員会が主体となって委員の名で学校長を公募し、直接面接等を行い地元の校長を任命したいと考えています。その権限を教育委員会から校長へと移行し、校長の公募、任命とは異なります。この学校との調整が必要になれば、それは教育委員会の責任のもと対応、調整する必要がありますと考えています。	1571	15711050	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	市町村教育委員会、校長の権限に属する校内組織の決定権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。また、都道府県教育委員会の権限に属する学校編制権を学校運営委員会に付与し、「都道府県教育委員会の同意」を「通知」とする。							

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830220	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与	学習指導要領	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。	D-2		学校運営協議会は、教育課程の編成等の学校運営の基本的な方針について承認することとなっており、児童・生徒の学習機会に対する選択の幅の拡大のため、児童・生徒自身が知的好奇心をもつて自ら進んで取り組むことができるようにするために、学習指導要領等の教育課程の基準により教育課程の編成・実施をする場合には、構造改革特別区域基本方針表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」により行うことができます。	802「構造改革特別区域研究開発学校制度」を適用して学習指導要領より教育課程を行うにあたり、学校運営協議会の意見を反映させることにより提案の内容が実現できると解してよいが、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答された。		D-2		10月から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いが、併せて、右の提案主体からの再意見について回答された。	本市の提案は、保護者、公募市民等からなる学校運営委員会が単なる諮問機関ではなく、決定権限を有する執行機関的な位置付けを考慮しています。学校運営委員会の委員には、教育委員会事務局、学校長、教職員も含まれています。その中で教育の安定性、公共性、質は確保されているものと認識しています。本市の提案は、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」を活用するも、その実施主体を学校運営委員会とするものです。この権限を教育委員会から委員会に移譲することで、地域の特色ある学校づくりが可能になると考えます。この権限を移譲するとしても学校の総合調整機能は教育委員会が果たすべきものと考えておりますので、是非ご検討願います。	D-1		教育課程の編成は各学校で行うものです。したがって、各学校における教育課程は校長の権限と責任に基づいて決定されるものです。なお、学校運営協議会は各学校における教育課程の編成等も含めた学校運営の基本方針について承認し、また意見を言うことができることから、校長がその意見を踏まえて教育課程を決定することで、地域住民の意向を実質的に反映することが可能です。なお、この際、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施する場合には、802により行うことができます。	1571	15711060	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	国が基準として定めている教育課程の編成、教科の設置・授業時間数の設定について、その決定権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。	
文部科学省	0830220	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与	地方教育行政の組織と運営に関する法律23条第6号	公立学校で使用される教科書の採択権は設置者たる地方公共団体の教育委員会にある。	C		公立小・中学校の教科書採択については、多数の教科書(小学校30巻、中学校15巻)の方向について専門的な観点から十分な調査研究を行う必要があること、複数の書で調査することにより公正な採択を確保する必要があること、教科書を使用している教員の研修や共同の教材研究の円滑な実施を図ること、などの理由から、学校ごとではなく、市又は郡を単位とする採択地区で共同して同一の教科書を教育委員会が採択する制度をとります。ご提案のような学校運営委員会を置く学校においても、教科書について、十分な調査研究、採択の公正確保など共同採択を行う必要性については同じであるので、一般の学校と同様の取り扱いをすることが適当と考えます。ただし、ご提案では、構造改革特別区域研究開発学校制度を活用することを検討されていることとあり、このように研究開発学校において学習指導要領にない特別な教育課程を実施する場合には、現行制度においても検定教科書ではなく学校独自の教材を主たる教材として使用することができます。また、検定教科書を使用する場合でも、副教材については学校の判断で使用することも可能となっていますので、学校運営委員会の意向を踏まえ、多様な教材を使用することによりご提案の趣旨を実現することが可能と考えます。なお、多治見市の教科書採択地区は現在5市2郡で構成されており、多治見市が単独で使用する教科書を決定できないということは承知しています。現行制度においても、採択地区設置権限を有する教育委員会の判断で、多治見市単独で採択地区を構成することも可能となっていますので、多治見市の教育行政に関する基本方針を採択により的確に反映させるためには、市単独の採択地区とすることによりご提案の趣旨を実現することが可能と考えます。	右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	C		教科書採択について、学校運営委員会に分科会を設置し客観性を担保することをご提案をいただいておりますが、文部科学省としては、専門的な観点から十分な調査研究、公正な採択の確保、教員の共同研修の円滑な実施などの要請に応えるために、学校単位ではなく共同採択制度が必要と考えています。また、「検定教科書が同一だと各学校の特色ある教育が期待できない」というご意見をいただきましたが、学校の採択においては、学校や教育委員会の判断で、検定教科書に加えて、様々な副教材を使用することが可能となっており、現行制度でも、各学校や教員の創意工夫により、特色ある教育活動を展開することは十分に可能であると考えています。なお、現在の共同採択では地域画一になってしまうということであり、多治見市単独での採択地区を設定することをもひとつの方法と考えます。	C	ご丁寧な回答に感謝申し上げます。確かに学校の採択において、さまざまな副教材を使用することにより、学校、教員の工夫により特色ある教育活動はできると思いますが、やはり中心は学校教科書だと考えます。ご指摘いただいた教科書の採択における多治見市単独の採択地区の設定についても是非教育委員会と協議したいと考えています。しかしながら、各学校においても地域住民の要望に合った教科書の採択が特色ある学校づくりのためには必要です。本市が提案する教科書の採択は検定を経た教科書のうちから採択するものであり、教育の質等については十分確保できるものと認識しています。是非ご検討いただきますようお願いいたします。	C	特色ある学校づくりの重要性については十分認識しておりますが、教科書の採択については、十分な調査研究、採択の公正確保、教員の共同研修などの要請から、共同採択を行うことが必要と考えています。また、保護者等の意見の反映という観点からは、現行制度において採択への保護者等の参画をさらに進めることも大事であると考えています。ご理解いただきますようお願いいたします。	1571	15711070	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	国が検定した教科用図書を選択する市町村教育委員会の権限を1で述べた学校運営委員会に付与する。		
文部科学省	0830220	教育委員会に属している学校の管理運営権限を住民参加組織に付与	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は強力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		文部科学省では、以前から構造改革特区等において提案が寄せられていた「保護者や地域住民が運営に参画する新しいタイプの公立学校」を実現可能とするため、先般国会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正しました。なお、今回の提案における「具体的事業の実施内容」に記載のある個別の提案については、それぞれのお返答をご確認ください。											1640	16402010	岐阜県多治見市	多治見市教育再生計画	教育委員会に属している学校の管理運営権限の一部を住民参加組織の学校運営委員会に付与することができるように制度の整備又は特例を求めるもの。
文部科学省	0830230	教育委員会の必要規定の廃止	地方自治法第180条	地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長から独立した合議制の執行機関として教育委員会を設置することとされている。	C		教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定的、継続性の確保を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっています。教育委員会の在り方については、教育行政の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を行っているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。	提案によれば、政治的中立性は教育以外の分野の市長部局における職務権限の多くにおいても当然に求められるものであり、教育委員会を特別扱いし、このために独立委員会を設置する理由はないとのことであり、これを踏まえ再度検討し回答された。	C									1518	15181020	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方自治法で必要とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。
文部科学省	0830240	教育に関する事務分担	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、第24条等	地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長から独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	C		教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定的、継続性の確保を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっています。教育委員会の在り方については、教育行政の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を行っているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。	提案によれば、市長部局と教育委員会を兼務する分野については、中立性が占める比重よりも効率的な行政運営を図る観点から、両者が協働して行うことが可能となることとあり、これを踏まえ再度検討し回答された。	C									1518	15181060	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている教育に関する事務を協議の上、長と分担する。このため、同法第23条中、「とするのを」とを「長と協議の上で分担し、それぞれ管理し、及び執行する」と改める。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-1		ご提案の自然科学体験学習については、現在、各校において、総合的な学習の時間や理科等の教科において積極的に取り組まれていることと見えます。また、このような活動の充実のため、美穂のあるNPO法人とも協力して体験活動を行っている学校も見られることと見えます。大変意義のある取組をされている貴法人においては、まずは、学校と連携する上で、そのノウハウ等を子どもたちに伝えていただくことが重要であると見えます。なお、実際に、何らかの支援がある場合には、その支援を具体的に伺った上で、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかについて引き続き検討して参りたいと考えております。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育として、NPO法人立学校からは多様なニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことから、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあると認める場合には、株式会社を設置する学校と同様に、不登校児童生徒に対する教育という限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答させていただきます。	D-1	ご意見ありがとうございます。文部科学省は、先の通常国会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、自然科学体験学習を推進し、地域住民や保護者等が学校運営協議会を通じ、一定の権限を持って学校運営に参画することも可能とするもので、是れによる具体的な取組が期待されています。ご提案にあるような、特色ある教育を行うことについては、例えば、地方公共団体が所有する空き校舎等を活用し、学校法人を設立することにより、公的補助金を受けながら教育活動を行うことが可能です。実際に、民間事業者と地方公共団体が協力して、新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例もいくつかあります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を望まない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方が所有する空き校舎等を活用して特色ある立学校を設置する準備を進めている具体的な例もいくつかあります。これらの手法についても、是非ご検討いただきたいと思っております。また、地方公共団体の主体性と責任においてNPO法人による学校設置を広く認めるべきとのご指摘については、第五回提案では本件に際しては、引き続きご検討させていただきます。また、地方公共団体の主体性と責任においてNPO法人による学校設置を広く認めるべきとのご指摘については、第五回提案では本件に際しては、引き続きご検討させていただきます。また、地方公共団体の主体性と責任においてNPO法人による学校設置を広く認めるべきとのご指摘については、第五回提案では本件に際しては、引き続きご検討させていただきます。	ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。			学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握した上で検討を行い、今年度中に結論を得ることといたします。なお、特区におけるNPO法人立学校の実現のためには、貴NPO法人が活動基盤を充実させ、活動実績を積み重ねるとともに関係地方公共団体の連携関係の構築に取り組まれることが、今後と大変重要であると見えております。引き続きよろしくお願い申し上げます。	1175	11751010	特定非営利活動教育ポータルサイトの会	(拡充提案)・NPO法人が設置する自然科学体験学習を重点とする。・NPO法人が設置する小規模学校・小規模学校の設置				
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		先般は貴重なご意見をいただきありがとうございます。その際、貴法人の活動においては、原則既存の学校に対応することが難しい児童、生徒のみならず、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であると見えます。なお、実際に、何らかの支援がある場合には、その支援を具体的に伺った上で、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかについて引き続き検討して参りたいと考えております。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育として、NPO法人立学校からは多様なニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことから、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあると認める場合には、株式会社を設置する学校と同様に、不登校児童生徒に対する教育という限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答させていただきます。	D-2	ご意見ありがとうございます。貴法人の活動においては、原則既存の学校に対応することが難しい児童、生徒のみならず中心にお取り組みいただいているものと状況を伺いました。この場合には、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であると見えます。ご提案にあるような、特色ある教育を行うことについては、例えば、地方公共団体が所有する空き校舎等を活用し、学校法人を設立することにより、公的補助金を受けながら教育活動を行うことが可能です。実際に、民間事業者と地方公共団体が協力して、新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例もいくつかあります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を望まない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方が所有する空き校舎等を活用して特色ある立学校を設置する準備を進めている具体的な例もいくつかあります。これらの手法についても、是非ご検討いただきたいと思っております。また、地方公共団体の主体性と責任においてNPO法人による学校設置を広く認めるべきとのご指摘については、第五回提案では本件に際しては、引き続きご検討させていただきます。	ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。			ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。		ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。	1286	12861010	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおバリエーションスクール構想(現みのおバリエーションスクールの設立)		
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		いただいたご提案については、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であると見えます。なお、実際に、何らかの支援がある場合には、その支援を具体的に伺った上で、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかについて引き続き検討して参りたいと考えております。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育として、NPO法人立学校からは多様なニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことから、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあると認める場合には、株式会社を設置する学校と同様に、不登校児童生徒に対する教育という限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答させていただきます。	D-2	貴法人の活動においては、原則既存の学校に対応することが難しい児童、生徒のみならず中心にお取り組みいただいているものと状況を伺いました。この場合には、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であると見えます。ご提案にあるような、特色ある教育を行うことについては、例えば、地方公共団体が所有する空き校舎等を活用し、学校法人を設立することにより、公的補助金を受けながら教育活動を行うことが可能です。実際に、民間事業者と地方公共団体が協力して、新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例もいくつかあります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を望まない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方が所有する空き校舎等を活用して特色ある立学校を設置する準備を進めている具体的な例もいくつかあります。これらの手法についても、是非ご検討いただきたいと思っております。また、地方公共団体の主体性と責任においてNPO法人による学校設置を広く認めるべきとのご指摘については、第五回提案では本件に際しては、引き続きご検討させていただきます。	ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。			ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。		ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。	1309	13091010	NPOバリエーション教育センター(特定非営利活動法人バリエーション教育プロジェクト)	2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校は「不登校児童等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることとする。構造改革特別区域法第13条1項の「学校生活への過剰が困難であるため相当の期間学校を卒業している児童、生徒等」とされた条件を拡大し、「その他当該自治体が多様な教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行うこととするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする。		
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		先般は貴重なご意見をいただきありがとうございます。その際、貴法人の活動においては、原則既存の学校に対応することが難しい児童、生徒のみならず、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であると見えます。なお、実際に、何らかの支援がある場合には、その支援を具体的に伺った上で、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかについて引き続き検討して参りたいと考えております。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育として、NPO法人立学校からは多様なニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことから、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあると認める場合には、株式会社を設置する学校と同様に、不登校児童生徒に対する教育という限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答させていただきます。	D-2	貴法人の活動においては、原則既存の学校に対応することが難しい児童、生徒のみならず中心にお取り組みいただいているものと状況を伺いました。この場合には、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であると見えます。ご提案にあるような、特色ある教育を行うことについては、例えば、地方公共団体が所有する空き校舎等を活用し、学校法人を設立することにより、公的補助金を受けながら教育活動を行うことが可能です。実際に、民間事業者と地方公共団体が協力して、新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例もいくつかあります。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を望まない小学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方が所有する空き校舎等を活用して特色ある立学校を設置する準備を進めている具体的な例もいくつかあります。これらの手法についても、是非ご検討いただきたいと思っております。また、地方公共団体の主体性と責任においてNPO法人による学校設置を広く認めるべきとのご指摘については、第五回提案では本件に際しては、引き続きご検討させていただきます。	ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。			ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。		ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。		ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。	1313	13131010	NPO法人横浜リノベーション教育センター	「不登校児等」に限らず、NPO法人による学校構想
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		先般は貴重なご意見をいただきありがとうございます。その際、貴法人の活動においては、原則既存の学校に対応することが難しい児童、生徒のみならず、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であると見えます。なお、実際に、何らかの支援がある場合には、その支援を具体的に伺った上で、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかについて引き続き検討して参りたいと考えております。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育として、NPO法人立学校からは多様なニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことから、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあると認める場合には、株式会社を設置する学校と同様に、不登校児童生徒に対する教育という限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答させていただきます。	D-2	ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。			ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。		ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。		ご意見ありがとうございます。ご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討して参りたいと思っております。	1356	13561010	特定非営利活動教育ポータルサイトの会	教育改革特区(NPO)法人による小規模学校設置	

文部科学省 (特区)

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例措置事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		いただいたご提案については、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であるものと考えます。なお、実際上、何らかの支障がある場合には、その支障を具体的に何らかの点について引き続き検討して参りたいと考えております。なお、ご提案に関して、実際に学校設置に向けて取り組んでおられるNPO法人をご教示いただければ幸いです。そのような取り組みをどのように支援できるのかを検討する際の参考にさせていただきます。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育といたった要件が必要なのか不明である一方で、NPO法人立学校からは多様化したニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことと同様に、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあるとする場合には、株式会社の設置する学校と同様に不登校児童生徒に対する教育といった限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答されたい。		D-2		貴法人の活動においては、原則既存の学校に対応することが難しい児童・生徒のみなさんを中心にお取り組みたいと考えています。この場合には、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であるものと考えます。ご提案にあるような、特色ある教育を行うことについては、例えば、地方公共団体が所有する空き校舎等を活用し、学校法人を設立することにより、公的助成を受けながら教育活動を行うことが可能です。実際に、民間事業者と地方公共団体が協力し、新たな学校法人を設立し、特色ある教育を行う学校を設置している例もあつております。また、構造改革特区における「校地・校舎の自己所有を要しない小中学校等設置事業」等を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、地方が所有する空き校舎等を利用して特色ある私立学校を設置する準備を進めている具体的な例もございます。このような手法についても、是非ご検討頂きたいと思つています。文部科学省としても必要に応じてご相談に応じます。	貴省の回答では、「文部科学省としても、どのようにすれば本提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討してまいりたいと思つています。」とあるが、いつまでに結論を出すのか具体的な内容及びスケジュールについて明らかにされたい。		C		1440	14401010	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による「小・中一貫校」としての「大阪チャーター・スクール」構想	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席し、又は発達障害により学習上著しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童・生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする」として認定することを可能とする。	
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		いただいたご提案については、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であるものと考えます。なお、実際上、何らかの支障がある場合には、その支障を具体的に何らかの点について引き続き検討して参りたいと考えております。なお、ご提案に関して、実際に学校設置に向けて取り組んでおられるNPO法人をご教示いただければ幸いです。そのような取り組みをどのように支援できるのかを検討する際の参考にさせていただきます。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育といたった要件が必要なのか不明である一方で、NPO法人立学校からは多様化したニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことと同様に、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあるとする場合には、株式会社の設置する学校と同様に不登校児童生徒に対する教育といった限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答されたい。		D-2		貴省の回答では、「文部科学省としても、どのようにすれば本提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討してまいりたいと思つています。」とあるが、いつまでに結論を出すのか具体的な内容及びスケジュールについて明らかにされたい。		C		1560	15601010	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸「イノバリー」の「イノバリー・スクール」構想	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席し、又は発達障害により学習上著しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童・生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする」として認定することを可能とする。		
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		いただいたご提案については、対象とする児童・生徒のみなさんが、「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している」と認められる生徒等である場合には、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であるものと考えます。なお、実際上、何らかの支障がある場合には、その支障を具体的に何らかの点について引き続き検討して参りたいと考えております。なお、ご提案に関して、実際に学校設置に向けて取り組んでおられるNPO法人をご教示いただければ幸いです。そのような取り組みをどのように支援できるのかを検討する際の参考にさせていただきます。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育といたった要件が必要なのか不明である一方で、NPO法人立学校からは多様化したニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことと同様に、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあるとする場合には、株式会社の設置する学校と同様に不登校児童生徒に対する教育といった限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答されたい。		D-2		貴省の回答では、「文部科学省としても、どのようにすれば本提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討してまいりたいと思つています。」とあるが、いつまでに結論を出すのか具体的な内容及びスケジュールについて明らかにされたい。		C		1562	15621010	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による「小・中一貫校」としての「全国チャーター・スクール」構想	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席し、又は発達障害により学習上著しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童・生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする」として認定することを可能とする。		
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		いただいたご提案については、対象とする児童・生徒のみなさんが、「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している」と認められる生徒等である場合には、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であるものと考えます。なお、実際上、何らかの支障がある場合には、その支障を具体的に何らかの点について引き続き検討して参りたいと考えております。なお、ご提案に関して、実際に学校設置に向けて取り組んでおられるNPO法人をご教示いただければ幸いです。そのような取り組みをどのように支援できるのかを検討する際の参考にさせていただきます。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育といたった要件が必要なのか不明である一方で、NPO法人立学校からは多様化したニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことと同様に、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあるとする場合には、株式会社の設置する学校と同様に不登校児童生徒に対する教育といった限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答されたい。		D-2		貴省の回答では、「文部科学省としても、どのようにすれば本提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討してまいりたいと思つています。」とあるが、いつまでに結論を出すのか具体的な内容及びスケジュールについて明らかにされたい。		C		1564	15641010	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡同僚性教育学校構想	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席し、又は発達障害により学習上著しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童・生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする」として認定することを可能とする。		
文部科学省	0830250	NPO法人学校の対象範囲の拡大			D-2		いただいたご提案については、関係する地方公共団体との連携を前提として、現行制度においても対応可能であるものと考えます。なお、実際上、何らかの支障がある場合には、その支障を具体的に何らかの点について引き続き検討して参りたいと考えております。なお、ご提案に関して、実際に学校設置に向けて取り組んでおられるNPO法人をご教示いただければ幸いです。そのような取り組みをどのように支援できるのかを検討する際の参考にさせていただきます。	株式会社には限定がなく、NPO法人については不登校児童生徒等に対する教育といたった要件が必要なのか不明である一方で、NPO法人立学校からは多様化したニーズに対応するために多くの提案が行われている。不登校児童生徒等について具体的なニーズをもとに対応したことと同様に、特区の申請主体である地方公共団体が特別のニーズがあるとする場合には、株式会社の設置する学校と同様に不登校児童生徒に対する教育といった限定を伴わず、学校設立が認められるべきであり、再度検討し回答されたい。		D-2		貴省の回答では、「文部科学省としても、どのようにすれば本提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討してまいりたいと思つています。」とあるが、いつまでに結論を出すのか具体的な内容及びスケジュールについて明らかにされたい。		C		1658	16581010	NPO会古屋NCS教育センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置 (拡充提案)	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた。しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることを可能にするように第4次提案を行ったが、文部科学省から認められなかった。構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席し、又は発達障害により学習上著しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童・生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする」として認定することを可能とする。		

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府県からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	各府県からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830260	NPO法人による学校設置に係る各種基準の適用の緩和	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		<p>学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。</p> <p>従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長)に委ねられています。</p> <p>なお、ご提案の中にある運動場については、小・中学校設置基準において最低限の面積に関する規定がありますが、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合にはありません。</p> <p>また、同じく提案の中にある教諭数については、適切な教育を確保する観点から一学級当たり一人以上の配置を義務付けていますが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長もしくは教頭が兼ねることや、助教諭もしくは講師をもってこれに代えることができます。</p>											1286	12861020	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおハイロケットスクール構想(現みのおハイロケットスクールの設立)	<p>構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることとなる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上善い支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。</p>
文部科学省	0830260	NPO法人による学校設置に係る各種基準の適用の緩和	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		<p>学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。</p> <p>従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長)に委ねられています。</p> <p>なお、ご提案の中にある運動場については、小・中学校設置基準において最低限の面積に関する規定がありますが、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合にはありません。</p> <p>また、同じく提案の中にある教諭数については、適切な教育を確保する観点から一学級当たり一人以上の配置を義務付けていますが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長もしくは教頭が兼ねることや、助教諭もしくは講師をもってこれに代えることができます。</p>											1309	13091020	NPO/バイリンガル教育センター(特定非営利活動法人)バインガル・バイリンガル・バイカルチュラル教育センター	バインガル教育実践プロジェクト	<p>構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることとなる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上善い支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。</p>
文部科学省	0830260	NPO法人による学校設置に係る各種基準の適用の緩和	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		<p>学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。</p> <p>従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長)に委ねられています。</p> <p>なお、ご提案の中にある運動場については、小・中学校設置基準において最低限の面積に関する規定がありますが、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合にはありません。</p> <p>また、同じく提案の中にある教諭数については、適切な教育を確保する観点から一学級当たり一人以上の配置を義務付けていますが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長もしくは教頭が兼ねることや、助教諭もしくは講師をもってこれに代えることができます。</p>											1440	14401020	大阪チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「大阪チャーター・スクール」構想	<p>第4次提案において、次のように提案した。構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることとなる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上善い支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。ここに再度提案する。</p>
文部科学省	0830260	NPO法人による学校設置に係る各種基準の適用の緩和	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		<p>学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。</p> <p>従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長)に委ねられています。</p> <p>なお、ご提案の中にある運動場については、小・中学校設置基準において最低限の面積に関する規定がありますが、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合にはありません。</p> <p>また、同じく提案の中にある教諭数については、適切な教育を確保する観点から一学級当たり一人以上の配置を義務付けていますが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長もしくは教頭が兼ねることや、助教諭もしくは講師をもってこれに代えることができます。</p>											1560	15601020	神戸チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による神戸バイリンガル・スクール構想	<p>第4次提案において、次のように提案した。構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることとなる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上善い支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。ここに再度提案する。</p>
文部科学省	0830260	NPO法人による学校設置に係る各種基準の適用の緩和	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		<p>学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。</p> <p>従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長)に委ねられています。</p> <p>なお、ご提案の中にある運動場については、小・中学校設置基準において最低限の面積に関する規定がありますが、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合にはありません。</p> <p>また、同じく提案の中にある教諭数については、適切な教育を確保する観点から一学級当たり一人以上の配置を義務付けていますが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長もしくは教頭が兼ねることや、助教諭もしくは講師をもってこれに代えることができます。</p>											1562	15621020	全国チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想	<p>第4次提案において、次のように提案した。構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることとなる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上善い支障を来たさないと認められた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。ここに再度提案する。</p>

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830260	NPO法人による学校設置に係る各種基準の適用の緩和	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長)に委ねられています。なお、ご提案の中にある運動場については、小・中学校設置基準において最低限の面積に関する規定がありますが、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長もしくは教頭が兼ねることや、助教諭もしくは講師をもってこれに代えることができます。											1564	15641020	福岡チャーター・スクール研究会	「公設民営」方式による福岡個性化教育学校構想	第4次提案において、次のように提案した。構造改革特別区域法第13条第2項第1号において、「文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備・・・(中略)・・・有すること。」とあるが、次の内容を付け加えることにより、学校の設置がより容易に行われることとなる。「ただし、各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設、教諭を1学級に1人以上などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来たさないと思われた場合には、当該基準を満たさなくても良いものとする。」という規定を加えて、当該事業を拡充する。ここに再度提案する。
文部科学省	0830270	株式会社・NPO法人が設置する学校の設置基準の弾力化及び設置手続きの特例措置の容認	小学校設置基準 中学校設置基準 特区法第13条	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。特区においてNPO法人が学校を設置する場合、学校の設置認可は特区認定地方公共団体の長が行う。	D-1 E		学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長)に委ねられています。なお、現行の学校設置基準のどの部分について緩和が必要であるとお考えか、可能であればご教示ください。	右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	先年、小学校 中学校 学校設置基準の緩和を行われたことは、大変意義があるものと考えます。しかしながら、現在本法人におきましても他のNPO株式会社等におきましてもなかなか実現できない状況にあります。その理由が、資金面と土地・建物の確保と認可制度に関連するものです。開設年度の資金の準備額については、募集可能な生徒数が少なくなる点を考えれば、当初必要な最低限度の講師手当て準備金、施設使用料(賃料)水道光熱費、初期設備設置費用、広報費、建物面積、所定の運動場の確保(賃料)等と授業料収入、寄付金収入等の収支計画書が持続的、かつ発展的に運営が可能となるものであることが必要です。空き校舎や遊休の公的施設の活用が有効な手段ですが、必ずしも、確保できるものではなく地域の実情にあわせた、設置、運営が可能な要件とし、安全で衛生的な学びの環境が確保されているに過ぎないのでは無いでしょうか。学校法人化することで可能となるように、学校法人化の手続き、認可制度の見直しも必要です。学校教育法、私立学校法に定める私立学校審議会制度は、地域社会のニーズを反映したものになります。1方面があります。都道府県と連携しつつ、地域における学校設立協議会制度を充実し、地域のニーズにあった、学校を認可しやすいシステム(都道府県知事「中央省庁」が私立学校審議会制度とは別の認可ルートとして存在してもいいのでは無いでしょうか。								1175	11751030	特定非営利活動法人全国教育者ボランティアの会	NPO法人が設置する自然科・身体教育に重点をおく小学校の設置	・学校設置基準を実現可能なレベルまで引き下げるものとする。 ・設置認可の手続きを逆にする他、認可の権限の委譲を行う。 ・学校設置の企画申請、内閣府の認証、公開と協力自治体、省庁の公募、自治体の認可、都道府県への届出	
文部科学省	0830270	株式会社・NPO法人が設置する学校の設置基準の弾力化及び設置手続きの特例措置の容認	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区における株式会社立学校の場合は特区長)に委ねられています。なお、現行の学校設置基準のどの部分について緩和が必要であるとお考えか、可能であればご教示ください。											1177	11771010	(株)藤原学園実験教育研究所	理科実験教育に重点をおく株式会社が設置する小学校の特例措置	株式会社の設立する小学校の設置基準を実現可能なレベルまで変更する
文部科学省	0830270	株式会社・NPO法人が設置する学校の設置基準の弾力化及び設置手続きの特例措置の容認	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区における株式会社立学校の場合は特区長)に委ねられています。なお、現行の学校設置基準のどの部分について緩和が必要であるとお考えか、可能であればご教示ください。											1178	11781010	(株)秀学	株式会社が設置する小学校の設置	不登校児童生徒のための株式会社が設置する小中高等学校学校の設置基準を実現可能なレベルまで緩和する
文部科学省	0830270	株式会社・NPO法人が設置する学校の設置基準の弾力化及び設置手続きの特例措置の容認	小学校設置基準 中学校設置基準 特区法第13条	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。特区においてNPO法人が学校を設置する場合、学校の設置認可は特区認定地方公共団体の長が行う。	D-1 E		学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長)に委ねられています。なお、現行の学校設置基準のどの部分について緩和が必要であるとお考えか、可能であればご教示ください。											1658	16581030	NPO名古屋NCS教育センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置	・学校設置基準を実現可能なレベルまで引き下げるものとする。 ・設置認可の手続きを逆にする他、認可の権限の委譲を行う。 ・学校設置の企画申請、内閣府の認証、公開と協力自治体、省庁の公募、自治体の認可、都道府県への届出

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し					
文部科学省	0830280	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等の設置の際に高たすべく各種基準の緩和	小学校設置基準 中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1		学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実情に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長（構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長）に委ねられています。なお、ご提案の中にある運動場については、小・中学校設置基準において最低限の面積に関する規定がありますが、地域の実情その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合はその限りではありません。また、同じく提案の中にある教諭数については、適切な教育を確保する観点から一学級当たり一人以上の配置を義務付けていますが、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長もしくは教頭が兼ねることや、助教諭もしくは講師をもってこれに代えることができます。															「特区学校法人」長も子ども・若者も小・中一貫校構想 「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」においても、各学校別の設置基準を満たすことが求められているが、この義務について、「各学校別の設置基準に規定される運動場等の施設などの基準については、認定自治体の長が当該教育上又は安全上著しい支障を来さない」と認められた場合には、所管庁は原則その判断を受け入れることとし、当該基準を満たさなくてもよいものとする。」とし、当該事業を拡充する。			
文部科学省	0830290	幼小一貫校の設置の容認	学校教育法第1条	学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。	C		ご提案のような学校制度の基本にかかわる制度改正は、規制改革の問題ではなく、教育論から国民的な議論の高まりと学校教育制度全体の在り方に照らした十分な検討が必要となることから、構造改革特区における特例的な取り扱いにはなじまない事項です。なお、提案の趣旨である学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能です。	幼稚園段階で小学校の教育内容の一部を行うことにより、小学校で教えない内容が削減されることも考えられるが、そのような場合にも802を活用することで提案の内容は実現できると解してよいか。		C	構造改革特区研究開発学校制度（802）の認定を受けることで、小学校において一部の学習内容を指導しないということも可能である。ただし、その際には、転入生や当該幼稚園を卒業する児童など、該当する学習内容を指導する機会を保障することなど、適切な配慮を必要とあります。なお、具体的な幼稚園と小学校の連携の在り方については、現在、中央教育審議会にて検討しているところです。											一貫教育の推進 幼小一貫校を実現するための学校教育法の緩和			
文部科学省	0830300	小中一貫校の設置の容認	学校教育法第1条	学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。	C		ご提案のような学校制度の基本にかかわる制度改正は、規制改革の問題ではなく、教育論から国民的な議論の高まりと学校教育制度全体の在り方に照らした十分な検討が必要となることから、構造改革特区における特例的な取り扱いにはなじまない事項です。なお、提案の趣旨である学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能です。															一貫教育の推進 小中一貫校を実現するための学校教育法の緩和			
文部科学省	0830300	小中一貫校の設置の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要であり、引き続き、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてまいります。なお、ご提案のような学校制度の基本にかかわる制度改正は、規制改革の問題ではなく、教育論から国民的な議論の高まりと学校教育制度全体の在り方に照らした十分な検討が必要となることから、構造改革特区における特例的な取り扱いにはなじまない事項です。また、提案の趣旨である学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能です。	右の提案主体の意見を踏まえ回答された。		C	ご指摘の基本的考え方については、既に述べたとおりです。学校制度の基本に関わる制度改正のため、規制改革の問題ではなく十分な国民的議論の高まりと学校教育制度全体のあり方に照らした十分な検討が必要とあります。資料に示しました小中一貫校に取り組むために、ひとりの校長のもとで、中学校の専科教員が小学校の授業を行うことなど、一体的に学校運営を行うことが必要であることから提案しているものです。現行の小学校、中学校による義務教育制度を抜本的に変えるものとして、全ての小中学校を、小中一貫校とすることを目的とするものではありません。中高一貫校がすでに創設されていることに加え、小中一貫校への先駆的取り組みの必要性をご理解いただき、特区による検討をお願いいたします。												右の提案主体からの再意見を踏まえ回答された。	第1次回答について、提出した意見で述べたとおりですが、新たに6・3制の弾力化も検討されることですので、そのことも視野に改めて検討の上、回答いたします。	新しいタイプの学校の創設 現在学校教育法第1条では小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園を学校としているが、新たに小中一貫校を「（仮称）初等中等学校」として設置する。
文部科学省	0830310	小中一貫校の設置の際の設置基準の緩和	学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない（特区における株式会社、NPO法人を除く）。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	D-1		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要であり、引き続き、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてまいります。現行の小学校設置基準及び中学校設置基準は、小中一貫校を併設する学校において、地域の事情に応じた弾力的な対応が可能となっていることですが、本区の場合は、現行の小学校設置基準及び中学校設置基準が想定していない既存の隣接する小学校、中学校に設置する小中一貫校について、同基準の緩和を求めるものです。提案の学校を創設していただくためには、提案の内容に沿った基準の弾力化が必要ですので、この点について貴省の見解及び今後の対応につき具体的な提示願います。	設置基準の緩和について提案の内容は全て実現できると解してよいか。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答された。		D-1	現行の小学校設置基準及び中学校設置基準は、小学校と中学校を併設する場合等において、地域の事情に応じた弾力的な対応が可能となっています。											新しいタイプの学校の創設 現行の小学校設置基準及び中学校設置基準は、平成14年に作成されたもので、小中一貫校を想定した内容となっていないので同基準の緩和が必要である。			

文部科学省(特区)

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)の管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830320	通信制高校が行う各教科・科目等の面接指導を技能教育に連携する措置	学校教育法第45条の2 高等学校通信教育規程第3条	通信制高校における面接指導は、実施校又は協力校で行うこととしている。	D-1		高等学校教育の水準を確保し、良好な環境の下で教育が行われるよう、通信制課程における面接指導は、実施校又は協力校で行われることが原則です。しかし、指定技能教育施設においては、生徒の負担等を考慮し、運用上の取扱いとして、技能連携を行っている生徒を対象に面接指導が認められているケースもあり、施設・設備の整備状況、高校教員による指導等教育上支障がない場合において、学校の設置認可権者の判断により対応が可能と考えますので、ご相談ください。	提案の内容は全て実現できると解してよいが、なお、その際の相談先としては学校の設置認可権者であることと解してよいが、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	指定技能教育施設において面接指導が認められているが、具体的などのような場合かガイドラインの作成をお願いしたい。また、学校の設置認可権者の判断により対応が可能となるが、設置認可権者とは、通信制高校と技能連携校のどちらを指すのか、より具体的に答えたい。	D-1							1284	12841010	学校法人大宮学園 開志高等学校	通信制高校の技能連携施設における授業拡大構想	通信制高校と学校教育法施行令第32条に基づき指定を受けた技能教育施設の両方で学ぶ学生に対し、通信制高校で本来実施する普通科目等技能連携科目以外の科目について、連携措置を取っている技能教育施設を教場とし、通信制高校の教員が直接指導を行うこと。現行制度では、高等学校通信教育規程第3条の協力校(高校)において可能と明記されているのみであり、技能連携施設における高校側の出張面接指導の可否についての法律はない。また、技能教育施設を教場として、高校教員が出張指導を行うことの高教の質の担保に際しては、技能教育施設として県教委が指定するにあたり、「年間指導時間680時間以上」を含めたいくつかの要件が定められており、本校の前身がそうであったことも踏まえ、可能と思われる。尚、技能教育施設には、上記指定要件の他、高等学校通信教育規程第6条に掲げる施設を併用させることとする。	
文部科学省	0830330	授業料を徴収することができる学校の範囲の拡大	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	D-1		いわゆる「公設民営」型の学校の設置に関し、公立学校の管理運営委託については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の具体的な制度化については、法制上の課題について、なお、十分な検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の基本的な在り方や具体的な在り方等について検討を進めております。」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれていないと解してよいのか	提案の内容はすべて実現できると解してよいが、加えて、費後の回答では「制度の在り方等について検討を進めております。」としているが、公設民営学校における授業料の徴収が含まれていないと解してよいのか	D-1							1500	15001020	東京港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	公立義務教育学校における保護者負担制度の導入(ただし、既存の学校の運営経費を超える部分に限る。)		
文部科学省	0830340	休日・夜間などの授業等に支障のない時間帯における学校教育施設の管理権限を首長に移譲することの容認	地方自治法第7条	地方公共団体の委員等は、その権限に属する事務の一部を、長と協議して、長の補助機関たる職員等に委任し、又は補助執行させることができる。	D-1		ご提案にもあるように、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の所屬の事務を市長部局の職員に委任又は補助執行することが可能です。学校施設は、休日・夜間における使用の前に、行政財産として本来の学校教育のための用途・目的がありますので、その双方の要請を満たすためには、管理権限そのものを移譲するのではなく、休日・夜間における施設の管理事務を、委任又は補助執行する形が、適当かつ十分であると考えます。なお、校長が学校開放を行うために必要な予算を措置することは、市長の権限で可能である(地方自治法第181条の6、第211条)ほか、個別の状況は明らかではありませんが、実際に学校開放に踏み切れないというものは、制度上は可能ながら、運用上で実行に移していない状態であると思われる。その点の解決が図られない限り、制度の運用関係を委えておくも、状況は変わらないものと考えます。委任や補助執行、予算措置や運用の方針について、教育委員会や委任・補助執行を受けた職員と、よくご相談いただきたいと思います。	提案によれば、市長に管理権限を移譲することで責任と権限がより明確になり、学校教育施設の地域での一層の活用が推進できるということであり、そのためには権限の移譲が重要であるということである。これを踏まえ再度検討し回答された。	D-1							1255	12551010	千葉県我孫子市	学校教育施設を活用したまちづくり推進特区	学校教育施設について、休日・夜間など授業等に支障のない時間帯で、管理権限を市長に移譲できるようにする。学校教育施設の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び第28条の規定により教育委員会の権限であり、地方自治法第180条の7の規定により市長部局の職員に委任又は補助執行させることも可能であるが、市長に管理権限を移譲することで責任と権限がより明確になり、学校教育施設の地域での一層の活用が推進できる。		
文部科学省	0830350	出張旅費の市費負担による教職員研修の充実	市町村立学校職員給与負担法第1条	市町村立の中学校等の教員負担教職員の旅費は、都道府県が負担することとなっている。	C		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条第1項において、任命権者ではない市町村教育委員会が県費を市町村立の小学校等への出張や研修への参加、出張などに伴って必要となる経費に対して支給されるものがあるため、教職員任命権者であり、市町村に比べて財政規模が安定している都道府県が負担することが適当と考えられます。このような県費負担教職員制度の趣旨を踏まえ、教職員の任命権者である都道府県が、市町村の要請を踏まえ、必要な経費を支払うことが適切と考えています。したがって、今回のご提案に関しては、このような制度の趣旨をよくご理解いただいた上で、埼玉県と十分にご相談していただければと考えます。	提案は、県費負担により行う教職員の研修ではなく、市町村が独自に行う教職員の研修を行うことができる。これは「地域に信頼される学校づくり」が、中央教育審議会の平成10年9月の答申では「特色ある学校づくり」が提唱されており、地域への分権、地域の主体性の発揮を期待している。本市では、この期待に応えるべく、教職員の意識改革が安定している都道府県が支給することに加え、市町村が独自に教職員の能力をより一層高めるために旅費を支給し、研修を行うという考えを認めないという点の、この点を踏まえ、再度検討し回答された。	B-2						1051	10511010	埼玉県川口市	出張旅費の市費負担による教職員研修の充実	本市では、教育改革の柱に教員の意識改革を上げており、独自の教員研修プログラムを実施している。教職員の社会との交流による研修を実施することは、教職員の資質向上により有効な手段であることから、独自に、民間企業等と連携研修や私立学校派遣研修等、長期にわたる継続的出張費を必要とする研修を実施していただく。しかし、県費負担教職員の研修に係る旅費は、市町村立学校職員給与負担法第1条において、都道府県が負担することとなっているため、県費負担教職員の研修を数人期間に制約を受ける。そこで、服務監督権である市町村教育委員会が独自に実施する教職員研修に限り、市町村立学校職員給与負担法第1条の特例として、市町村が教職員の旅費を支出できるものとする。			
文部科学省	0830360	統合教育推進のための加配教員の定数	公立義務教育諸学校の学級制および教職員定数の標準に関する法律第15条第2号	義務標準法で定められる教職員定数は、学級数等に依り、教職員定数を都道府県全体の総数として定められている。また、加配については、児童生徒の個々の状況等に応じ、予算の範囲内で措置を行っている。なお、個別の学校への教職員配置については、都道府県教育委員会が児童生徒の実態等を考慮し、決定している。	D-1		LD等児童生徒等に対する配慮については、義務標準法第十五条第二号による措置(児童生徒支援加配)によって教員加配を行うことが可能となっています。また、義務標準法で定められる教職員定数の標準は、都道府県全体の総数として定められるもので、具体的な教職員配置については、標準定数を踏まえて都道府県の条例で定める定数の範囲内で行うこととなっているため、都道府県とよく相談ください。	提案の内容は、統合教育や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)児童生徒に対する配慮ができるよう、特例ではなくこれに関する必要定数を教職員定数に加えるということであり、これを踏まえ再度検討し回答された。	D-1							1640	16402020	岐阜県多治見市	多治見市教育再生計画	現行認められている義務標準法第十五条第二号による措置(児童生徒支援加配)により特別の加配としている現行の扱いを改め、統合教育や学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)児童生徒に対する配慮ができるよう、必要定数を教職員定数に加えるようする事項の設定が必要である。都道府県教育委員会の判断となる全体のバランスからこの配慮が困難である。		

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830370	様々な理由で学校に行けない児童・学校の教育に十分な小規模なスクールを設置の困難を克服し、また、現行制度でも対応が可能	学校教育法第18条、学校教育法第36条、学校教育法第45条	構造改革特区制度を活用し、様々な理由で学校に行けない児童生徒に対して株式会社やNPO法人が小規模な学校を設置することで、現行制度でも対応が可能	D-2		現行においても構造改革特区における特例を活用して、様々な理由で学校に行けない児童生徒を対象とした小規模な学校を株式会社やNPO法人が設置することは可能となっています。	提案の趣旨は、民間事業者が公的枠組みとしての学校でない教育施設における学習成果について、学校卒業としての資格が認定されるようにしては、とありますが、武蔵野学院のご提案においては、「小規模のスクールの設置認定ならびにそこで学んだ生徒の修業、卒業認定を認める」とされており、また、提案補足資料を拝見しますと、「パイロットスクールを先行」「教員採用権限の一部を学校設置者に委譲」等の記述があり、この提案は学校における教育を前提としたものであると考えられます。したがって、現行においても小規模な学校の設置は可能であることを先にご回答申し上げたところです。									1179	11791010	武蔵野学院	小規模の学校「ホームテイクスクール」の設置運営事業	・USAにおけるホームスクール制度を活用した小規模のスクールの設置認定ならびにそこで学んだ生徒の修業、卒業認定を認める。 ・小中高等学校で行う全教科を公立学校の指導内容を基調として指導し、その指導成果を所定の評価テストで確認、認定し、全課程を修了した児童に小中高等学校のそれぞれの卒業資格認定を行う。 ・音楽、体育、美術、家庭科などの教科の指導は民間の教育事業者との連携において行うものとする。	
文部科学省	0830380	教育課程の弾力化	学習指導要領	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。	D-2		教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」により行うことができます。											1177	11771030	(株)藤原学園実験教育研究所	理科実験教育教育に重点を置く株式会社設置する小規模な学校の特例措置	株式会社の設立する小学校において、理科実験教育など、特異な分野を多く取り入れることで活力ある新たな学校の教育が可能となる。
文部科学省	0830380	教育課程の弾力化	学習指導要領	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。	D-2 D-1		教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」により行うことができます。学校における必要な補助的な教材、教員の採用は、現行制度においても学校の設置者が自由に行うことができます。											1658	16581050	NPO名古屋支店NCS教育センター	NPO法人による新しいタイプの小規模な学校設置	・新しい教育ニーズを満たすために必要な教科課程を標準課程に加え、特異な分野を多く取り入れることにより、新しい教育ニーズを満たすために必要な、補助的な教材、教員の採用を弾力的に行うことを設置主体に権限委譲する。
文部科学省	0830390	公立小中学校の休日の変更の容認	学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		ご提案の公立学校の管理運営委託や、公立学校を地方独立行政法人の対象とすることについては、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理のほか、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについて、詳細かつ慎重な検討が必要であり、引き続き、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてまいります。	提案は、公立学校における休業日を変更し、月曜日から土曜日まで授業を行うとの趣旨である。提案の趣旨を実現するためにはどのような方法が望ましいかとの視点で再度検討し回答されたい。	併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。									1597	15971130	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小・中一貫校)の創設	公立学校における休業日を変更し、月曜日から土曜日まで授業を行う。
文部科学省	0830400	不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化	学習指導要領	不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化については、地方公共団体が、学校において、憲法、教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、当該児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する旨の特例計画を申請し、その認定を受けたときは、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となります。(「別表1」特例措置第803)	D-2		当該制度についてご不明な点等があれば、相談してください。											1178	11781030	(株)秀学	株式会社設置する学校の規制緩和	不登校児童生徒のための株式会社設置する小中高等学校において、特異な分野を多く取り入れることで活力ある新たな学校の教育が可能となる。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容		
文部科学省	0830400	不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化			D-2		不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化については、地方公共団体が、学校において、憲法、教育基本法の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、当該児童生徒の実態に配慮した特別的教育課程を編成して教育を実施する旨の特例計画を申請し、その認定を受けたときは、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施が可能となっています。(「別表1」特例措置番号803) 当該制度についてご不明な点等があれば、相談してください。											1495	14951020	学校法人国際学園	不登校生徒等のための小中高一貫校の設置	学校生活への適応が困難であるために相当の期間学校を欠席していると認められるなどの、不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒及びこれらの直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害に苦しむ児童生徒等を対象とした学校において、憲法、教育基本法の理念、及び学校教育法に示されている学校教育の目標等を踏まえつつ、習熟度別の教科指導や個々の児童生徒の実態に即した適応指導等、不登校児童生徒等に配慮した教育を行い、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。		
文部科学省	0830410	I T等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大			D-2		I T等の活用による不登校児童生徒又はそれに類する状態にある児童生徒の学習機会の拡大については、地方公共団体が、当該児童生徒に対して、訪問等による対面の指導が適切に行われることを前提として、教育支援センター(通称指導教室)、民間施設又は自宅において、当該地方公共団体、学校法人又は民間事業者が提供するI T等を活用した学習活動を行う旨の特例計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該学習について校長は、指導要録上出席扱いすること及びその成果を評価に反映させることができることとなっております。(「別表1」特例措置番号805) 当該制度についてご不明な点等があれば、相談してください。											1495	14951030	学校法人国際学園	不登校生徒等のための小中高一貫校の設置	訪問等による対面指導が適切に行われている場合において、学校法人が提供するI T等を活用した学習活動を、不登校児童生徒またはそれに類する状態にある児童生徒及びこれらによる直接的・間接的な原因となっている広汎性発達障害に苦しむ児童生徒等が自宅等で行なう出席扱いすること又はその成果を評価に反映させることができる。		
文部科学省	0830420	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法	幼稚園は学校教育法に基づき学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)において検討することとされた就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、平成18年度の制度施行に向け、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなどの様々な準備を行うこととされており、現在、基本的な考え方について検討中です。したがって、ご提案の趣旨については、総合施設の検討の中で併せて検討されることとなります。											1501	15011010	東京都港区	豊かな都心居住と活動を支える子育て特区	現行の幼稚園・保育所制度の再構築		
文部科学省	0830430	幼稚園と保育所の設置基準等の統一化	幼稚園設置基準第7-12条、児童福祉施設最低基準第32条	幼稚園の施設及び設備の基準は幼稚園設置基準において規定されている。	D-1		幼稚園と保育所は、その目的・役割を異にする制度であり、幼稚園と保育所の現在の設置基準は、こうした制度的差異を踏まえたものとなっています。このため、幼稚園と保育所の設置基準を統一することは困難ですが、それぞれの設置基準は、最低基準であり、地域の実情等に即して、自治体等がそれを上回る基準を決定することは現行制度上可能です。なお、現在、就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成18年度の制度施行に向け、検討を進めています。	提案は、「幼稚園と保育所の施設基準の統一を求めるもの」であり、これについて具体的に検討し、回答されたい。		D-1	幼稚園と保育所は、その目的・役割を異にする制度であり、幼稚園と保育所の現在の設置基準は、こうした制度的差異を踏まえたものとなっています。このため、幼稚園と保育所の設置基準を統一することは困難ですが、幼稚園と保育所の設置基準は、最低基準であり、地域の実情等に即して、自治体等がそれを上回る基準を決定することは現行制度上可能です。したがって、右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。			構造改革特区における幼保一体化を目的とした合築や併設の施設整備については、保育室など両施設の共用化が認められているところであるが、現行の設置基準においては、幼稚園と保育所の施設の面積基準が異なることから、設置基準の2つの面積に係る基準について統一し、施設整備の合理化・効率化を図るべきである。				構造改革特区における幼保一体化を目的とした合築や併設の施設整備については、保育室など両施設の共用化が認められているところであるが、現行の設置基準においては、幼稚園と保育所の施設の面積基準が異なることから、設置基準のうち面積に係る基準について統一し、施設整備の合理化・効率化を図るべきである。再度、検討願います。	D-1	1582	15821010	北海道	子育て環境充実プラン	現在、就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成18年度の制度施行に向け、検討を進めています。先般、関係審議会の中間まとめを取りまとめたところであり、今後、施設整備を含め具体的な検討を進めていくこととしています。こうした検討についても、見守っていただければと思います。
文部科学省	0830440	幼稚園設置基準の緩和	幼稚園設置基準第2条	幼稚園設置基準は幼稚園を設置するのに必要な最低基準である。	C		幼稚園設置基準は、幼稚園の水準の維持向上と教育の機会均等を図るため必要とされる幼稚園の施設・設備、編制について全国的な最低基準を示したものです。したがって、これを、標準的な目安とするのではなく、地域によって、幼稚園教育を受ける環境が必要最低限のレベルを下回ることが生じ、教育の水準の維持向上と教育の機会均等を図ることができなくなるため、難しいと考えております。なお、就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置については、平成18年度の制度施行に向けて、現在、検討を進めているところです。	保護者や地域のニーズにあった幼保一体化設備の設置を行うことにより地域に多様な教育・保育サービスを提供するために、幼稚園設置基準を標準的な目安とすることはできないか、再度検討し回答されたい。		C	設置基準については、これを最低基準として定めることで、教育の必要最低限のレベルを保ち、教育の水準の維持向上と教育の機会均等を図っているものです。したがって、設置基準を標準的な目安とし、必要最低限のレベルを下回る形で、教育・保育サービスを提供することはできませんが、設置基準を上回る形で、保護者や地域のニーズに応え、多様な教育・保育サービスを提供することは、現行制度でも可能です。			各自治体において、公立保育所の幼保一体型の民間移管を進めてきたりありますが、大部分が民間=社会福祉法人が主体で、日曜祭日が休みで、午後9時10時の対応が困難です。株式会社又は個人の運営する、365日18時間以上の保育環境は、女性の多様な働きやすさや働き方と相違する労働条件と軽くない子育て負担のニーズに、柔軟に対応できません。その結果、安心して仕事に専念し、女性のゆとり時間をもち出し、精神的なゆとりを持って子育てにかけかわれ、子供自身の発達に大きな成果をもち出し出します。また、プロの保育士の元で、十分な精神的・知的環境で育つ環境と、ゆとり時間から生まれる確がい子供との間わりの相乗効果により、子供自身の精神的、知的水準が高くなり、自己を愛し、人を愛するゆとりある子育てが実現します。又、職員の勤務体制は、交代制などで残業費用や無駄な労働時間などが削減でき、それらの余剰費はすべて教育内容に還元でき、より質の高い保育環境が実現します。そればかりが、保護者のニーズに即した保育サービスを提供し、安心して仕事に従事出来ることによる、地域への経済効果もさることながら、各自治体の施設への補助金も大幅削減でき、経費の大幅削減が実現します。是非、数字としての効果を吟味していただき、実現をお願い致します。	1094	10942020	胸アメリカンビルディング	次世代育成型幼保一元化構想	設置基準は、教育・保育サービスを提供するための最低基準であり、設置主体に関わらず、その基準を守ること、教育の水準の維持向上と教育の機会均等を図っているものです。設置基準を下回らない形で、女性のニーズや子どものより良い育ち、地域への貢献等を行うことは可能であると考えるべきです。具体的なお困りの点がございましたら、ご相談ください。					

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830450	幼稚園、保育所における職員の資格要件の緩和	教育職員免許法第5条	幼稚園教諭は幼稚園教諭免許を、保育士は保育士資格をそれぞれ有することが必要である。	C	幼稚園と保育所の合同活動は、それぞれ幼稚園教育、保育所保育の一環として実施されるものであるため、ご提案のように、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格のみで、このような合同活動に携わることが困難です。保育士と幼稚園教諭については相互の資格取得を促進するため、厚生労働省では、平成14年度に養成課程の整合性が図られるよう、保育士の養成課程を見直し、さらに、文部科学省では、保育士資格所有者が幼稚園教諭免許状を取得しやすくするため平成17年度から幼稚園教員資格認定試験制度を実施することとしています。なお「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として受けた一貫した総合施設」については、平成16年度中に基本的な考え方のとりまとめを行い、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度からの実現を目指しているところです。	右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	幼稚園児と保育所児の2つの学級に対し、それぞれの学級を担当する幼稚園教諭と保育士がチームを構成し、共同協力して指導に当たる、いわゆるチームティーチングの形態で合同活動を行う場合は、それぞれの免許・資格の保有者から、適宜指導・助言を受けることが可能であることから、資格要件を緩和しても差し支えないと考える。	C		構造改革特区においては、保育士資格を有する一人の幼稚園教諭が保育士を兼務し、合同活動の指導を行う特例が設けられています。但し、この場合、幼稚園教諭と保育士の資格は、幼稚園と保育所の基本的な目的や機能等の違いを反映し、それぞれ求められる専門性を異にしており、同活動は、それぞれ幼稚園教育、保育所保育の一環として実施されるものであるため、幼稚園教諭または保育士のいずれかの資格のみで、このような合同活動に携わることが困難です。		幼稚園児と保育所児の2つの学級に対し、それぞれの学級を担当する幼稚園教諭と保育士がチームを構成し、共同協力して指導に当たる、いわゆるチームティーチングの形態で合同活動を行う場合は、それぞれの免許・資格の保有者から、適宜指導・助言を受けることが可能であることから、資格要件を緩和しても差し支えないと考える。再度、検討願います。	C		構造改革特別区域においては、保育士資格を有する一人の幼稚園教諭が保育士を兼務し、合同活動の指導を行う特例が設けられています。この場合は、その場に、保育所児と幼稚園児とがあり、ここでは、幼稚園教育と保育所保育を行うこととなるため、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格のみの者が一人で、その指導に携わることができません。繰り返しになってしまいますが、どうぞご理解ください。	1582	15822010	北海道	子育て環境充実プラン	保育士と幼稚園教諭の片方のみの資格保有者でも幼稚園、保育所における合同活動の従事が可能とする。	
文部科学省	0830460	幼稚園運営に係る事務の一部の保育所への委任	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	教育委員会は当該地方公共団体が処理する教育に関する事務を管理・執行する。	D-1	どのような事務を委任されるのか明らかではありませんが、仮に、ご提案の記載の趣旨が、住民サービスの向上の観点から幼稚園・保育所の入園・入所に係る事務の窓口を一本化することなど、教育委員会制度の趣旨を損なわない範囲内での委任ならば、現行制度上、行うことが可能です。なお、具体的な範囲や方法についてご不明な点があれば、別途ご相談ください。	現行制度により、提案の内容が実現できると解して下さい。		D-1		教育委員会の自主性や独立性を確保しつつ、教育委員会制度の趣旨を損なわない範囲内で事務委任を行うことについては、現行制度でも、行うことができます。						1426	14261010	兵庫県 温泉町	温泉町子育て応援構想	幼稚園運営に係る事務の一部を保育所に委任する	
文部科学省	0830470	市町村立幼稚園の設置等手続きの簡素化	学校教育法第4条	市町村立幼稚園の設置等には、都道府県教育委員会の認可を受けなければならない。	C	市町村立幼稚園については、その公共性にかんがみ、設置廃止、設置者の変更等を認可にかからしめることによって、それらが適正になされることを確保する必要があります。また、中核市立幼稚園については、その行政能力等にかんがみ、認可制を届出制にすることについて、平成15年度に中核市教育委員会、関係都道府県教育委員会の意見を基に検討した。この意見を踏まえ、制度の見直しについての検討に着手しています。指定都市、中核市以外の一般の市町村については、まずは中核市に関する検討の結果を踏まえてから、検討すべきであると考えています。	地域の自主性に基づき、地域の実態に応じて地域の十分な議論を経てなされるものであると、幼稚園設置基準により設置・運営に係る最低基準が定められていることから、届出制としてもその公共性を確保することはできないか、再度検討し回答されたい。	C		市町村立幼稚園の設置等手続きは、その公共性にかんがみ、設置廃止、設置者の変更等を認可にかからしめること、それらが適正になされることを確保することとされていることから、原則的に特区に限って特例を検討すべき性格のものではなく、特定の地域のみ、特例を設けることは難しいと考えられます。また、中核市立幼稚園については、その行政能力等にかんがみ、認可制を届出制にすることの適否について、現在検討中です。市町村立幼稚園については、その設置等手続きの認可制を届出制にする際には、同じ観点でその妥当性を検討することから、市町村よりも、行政規模が大きいと考えられる中核市についての検討の結果と整合性を取る必要があります。なお、認可制であっても、地域の自主性に基き、地域の実態に応じた幼稚園の設置を行うために、都道府県と市町村の間で認可にあたっての手続きを見直し、市町村立幼稚園の設置等手続きの簡素化を行うことは可能です。		市町村立幼稚園の設置等については、条例事項として地域の十分な議論を経てなされるものであると、幼稚園設置基準により設置・運営に係る最低基準が定められていることから、届出制としてもその公共性を確保することは可能と考えられます。また、中核市立幼稚園については、その行政能力等にかんがみ、認可制を届出制にすることの適否について、現在検討中です。そちらの検討結果を、まず、待っていただければと思います。繰り返しになりますが、どうぞご理解ください。	C		市町村立幼稚園の設置等手続きは、その公共性にかんがみ、設置廃止、設置者の変更等を認可にかからしめることによって、それらが適正になされることを確保することとされていることから、原則的に特区に限って特例を検討すべき性格のものではなく特定の地域のみ、特例を設けることは難しいと考えられています。また、中核市立幼稚園については、その行政能力等にかんがみ、認可制を届出制にすることの適否について、現在検討中です。そちらの検討結果を、まず、待っていただければと思います。繰り返しになりますが、どうぞご理解ください。	1582	15821030	北海道	子育て環境充実プラン	市町村立幼稚園の設置廃止等の手続きを認可制から届出制に改める。		
文部科学省	0830480	幼稚園使用料の納付書再発行事務の指定管理者への委託			E	文部科学省で所管している法令で、幼稚園使用料の納付書再発行事務について規制している規定はありません。												1009	10092080	大阪府 東大阪市	駅前サービスセンター民営構想	公施設の指定管理者に限り、市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を委任可能とする。
文部科学省	0830490	特別免許状与権限の市町村教育委員会への委譲	教職員免許法第5条第6項	既に構造改革特別区域法第19条により市町村教育委員会が特別免許状を授与することが可能となっています。	D-2	既に構造改革特別区域法第19条により市町村教育委員会が特別免許状を授与することが可能となっています。												1561	15611040	長野県 チャールズタウン研究会	「特区学校法人」による長野子ども村小・中一貫校構想	都道府県教委が授与権者とされているところを、「ただし、特区法(注：本特例措置を規定する特区法上の条文)の規定により、特区法4条8項の認定を受けた自治体の教委は、特別免許状について、以下に掲げる要件を満たした者に対し授与することができる。その際、当該認定特区内の学校長から免許授与者に対する意見申出があった場合には、特別の事情がある場合を除き、当該意見申出を受け入れなければならない。あわせて、認定自治体の教委は免許状を授与した場合は、都道府県教委に対して通知を行うこととする。」以下に掲げる要件」とする。(以下に掲げる要件)とは、)給与について当該認定自治体から支払われる額。)認定自治体の教委において、免許法6条において授与権者(都道府県教委)が行うこととされていた「教職員検定」と同等の教職員としての資質の検証を受けた事。)認定自治体教委において、条例の定めるところにより、同法54項に規定する合格決定の際の意見聴取に相当する意見聴取を受けた者。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830500	株式会社立学校の教員採用と教員免許状に係る権限の移譲及び手続きの簡素化	教職員免許法第5条第6項	・教員免許を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤制度を活用することにより、任用することが可能です。 ・特別免許状の授与権限は原則として都道府県教育委員会にあります。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。	D-1 C		教員免許状を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度などを活用することにより、任用することが可能です。 教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために、都道府県教育委員会が授与することが適当であると考えられています。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。											1177	11771040	(株) 藤原学園実業教育研究所	理科実験教育教育に重点をおく株式会社を設置する小学校の専門分野に秀でた教師の採用、地域の産業や伝統文化などに秀でた人材を非常勤講師として採用したい。 また、これらのうち一部に特別免許状を発行したい。市町村、都道府県への届出報告制としたい。	
文部科学省	0830500	株式会社立学校の教員採用と教員免許状に係る権限の移譲及び手続きの簡素化	教職員免許法第5条第6項	・教員免許を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤制度を活用することにより、任用することが可能です。 ・特別免許状の授与権限は原則として都道府県教育委員会にあります。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。	D-1 C		教員免許状を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度などを活用することにより、任用することが可能です。 教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために、都道府県教育委員会が授与することが適当であると考えられています。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。											1178	11781040	(株) 秀学	株式会社を設置する学校の規制緩和 不登校児童生徒のための株式会社を設置する小中高等学校が専門分野に秀でた教師の採用、地域の産業や伝統文化などに秀でた人材を非常勤講師として採用したい。 また、これらのうち一部に特別免許状を発行したい。この権限の委譲または、手続きを簡素化し、市町村、都道府県への届出報告制としたい。	
文部科学省	0830510	特別免許状授与権限のNPO法人立学校への付与	教職員免許法第5条第6項	・教員免許を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤制度を活用することにより、任用することが可能です。 ・特別免許状の授与権限は原則として都道府県教育委員会にあります。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。	D-1 C		教員免許状を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度などを活用することにより、任用することが可能です。 学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために、都道府県教育委員会が授与することが適当であると考えられています。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。	右の提案主体の意見を踏まえ回答された。		D-1 C		総合的な学習の時間等の一部の教授を担当する非常勤講師については、特別非常勤講師制度により任用可能です。特別非常勤講師制度は、雇用しようとする者(NPO法人)から都道府県教育委員会への届出のみ(許可は行わない)で任用可能であり、ご提案の趣旨は十分実施可能と考えます。							1175	11751040	特定非営利活動法人全国教育ポランティアの会	NPO法人が設置する自然科体験教育に重点をおく小中学校の設置 一定の特の中で非常勤講師の採用や教員免許状を持たないものへの特別免許状の付与、教員免許状を持たないもの講師採用を進める必要がある。 ・この権限を設置主体であるNPO法人の運営する特定の学校に限って付与するものとする。
文部科学省	0830510	特別免許状授与権限のNPO法人立学校への付与	教職員免許法第5条第6項	・教員免許を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤制度を活用することにより、任用することが可能です。 ・特別免許状の授与権限は原則として都道府県教育委員会にあります。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。	D-1 C		教員免許状を有しないが優れた知識経験や技能を有する社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度などを活用することにより、任用することが可能です。 学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために、都道府県教育委員会が授与することが適当であると考えられています。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。											1658	16581040	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置 一定の特の中で非常勤講師の採用や教員免許状を持たないものへの特別免許状の付与、教員免許状を持たないもの講師採用を進める必要がある。 ・この権限を設置主体であるNPO法人の運営する特定の学校に限って付与するものとする。	
文部科学省	0830520	NPO法人立学校の教員採用と特別免許状の付与に係る権限の一部設置主体に委譲 特別免許状の付与の要件の緩和及び手続きの簡略化	教職員免許法第5条第6項	特別免許状の授与権限は原則として都道府県教育委員会にあります。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。	C		学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために、都道府県教育委員会が授与することが適当であると考えられています。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することは認められています。											1658	16581070	NPO名古屋NCS教育支援センター	NPO法人による新しいタイプの小中学校の設置 NPO法人が設置する新しいタイプの小中学校の教員の採用権限を一部設置主体に委譲する他、必要に応じて採用する非常勤講師への特別免許状の付与の一部権限を設置主体に委譲する。また、特別免許状の付与の要件を緩和し、これに係る手続きの簡略化を行う。	

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830570	外国大学の日本分校の認定とそれに伴う学費等に課税される消費税免除の特例	学校教育法施行規則第70条、大学設置基準第28条等	従来は、外国の大学に留学する場合や外国の大学が行う通信教育を我が国において履修する場合には、学習歴に応じ、大学院入学資格や単位互換等により我が国の教育制度に接続されてきましたが、いわゆる外国大学日本分校については、我が国の学校教育法に基づく大学としての設置申請の道が可能であることもあり、接続が認められていませんでした。	B-1		外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」(文部科学省高等教育局長裁定)で検討され、本年3月29日に「審議のまとめ」が提出されたところです。「審議のまとめ」においては、外国大学の日本分校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できれば、我が国の教育制度と接続(大学院入学資格、単位互換等)するといふ新たな制度的措置を講ずるべきと提言されています。この措置に沿って所要の措置をとることとしています。具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定です。	費省の回答では、「具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定」とあるが、平成16年度中に所要の措置を図ることにより、提案を実現できると解してよいが、また、法人税、不動産取得税、都市計画税、住民税、事業所税等の特例に係る所管省庁の対応に当たっては、積極的に協力された。	財務省から税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。」との回答があったが、提案は文部科学省が外国の大学の日本校を大学に制度上認められた場合の措置を提案するものである。外国大学日本校が「日本の大学に準ずる」と文部科学省から制度上認められるのであれば、新たな税制上の措置としては、新規に設置される大学と同等に取「取」は可能ではないが、現在の学校法人および大学設置の基準は、アメリカ本校と同一のシステムで運営する本学が、米国大学の特許を生かしたまま運営するには現状に即していないため、本学の運営母体は有限会社となっているが、本来営利目的の機関ではなく、州立総合大学である米国本校同様、教育の提供を目的としている。特に学費に課される消費税に関しては、文部科学省が大学に準ずると認められた場合、その教育の質が公的に保証されるものであり、外国大学日本校が提供する教育サービスも公益の役務として消費税免除の対象となると考え、他の教育機関とのイコールフットingの観点からも、検討要請事項の対象としていただくようお願いしたい。	B-1		平成16年度中に措置予定の外国大学の日本校に関する新たな制度的措置としては、外国大学の日本校を卒業した者を我が国の大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとして認め、大学院入学資格を付与するなど我が国の教育制度と接続するための措置を講ずる予定です。なお、関係省庁に係る提案内容については、この措置を踏まえてそれぞれの現行制度体系との整合性の観点から検討されるべきものであり、必要に応じ、関係省庁における対応に協力してまいりたいと考えます。				1366	13661030	テンプレ大学ジャパン	国際推進特区	学校教育法第一条に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供は非課税措置と定められているが、外国大学日本校は学校教育法第一条の学校と認められていないため、この対象外であり、学生が支払う学費等に消費税が課せられている。非課税措置を求めて日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に即していない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けた教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法第一条の第一号に規定するものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これを行うに財務省は、第一条に規定する「外国の大学」の学費等に非課税措置を特例として行う。			
文部科学省	0830580	外国大学の日本分校の認定とそれに伴う法人税、不動産取得税、都市計画税、住民税、事業所税等の特例	学校教育法施行規則第70条、大学設置基準第28条等	従来は、外国の大学に留学する場合や外国の大学が行う通信教育を我が国において履修する場合には、学習歴に応じ、大学院入学資格や単位互換等により我が国の教育制度に接続されてきましたが、いわゆる外国大学日本分校については、我が国の学校教育法に基づく大学としての設置申請の道が可能であることもあり、接続が認められていませんでした。	B-1		外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」(文部科学省高等教育局長裁定)で検討され、本年3月29日に「審議のまとめ」が提出されたところです。「審議のまとめ」においては、外国大学の日本分校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できれば、我が国の教育制度と接続(大学院入学資格、単位互換等)するといふ新たな制度的措置を講ずるべきと提言されています。この措置に沿って所要の措置をとることとしています。具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定です。	費省の回答では、「具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定」とあるが、平成16年度中に所要の措置を図ることにより、提案を実現できると解してよいが、また、法人税、不動産取得税、都市計画税、住民税、事業所税等の特例に係る所管省庁の対応に当たっては、積極的に協力された。	財務省から税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。」との回答があったが、提案は文部科学省が外国の大学の日本校を大学に制度上認められた場合の措置を提案するものである。外国大学日本校が「日本の大学に準ずる」と文部科学省から制度上認められるのであれば、新たな税制上の措置としては、新規に設置される大学と同等に取「取」は可能ではないが、現在の学校法人および大学設置の基準は、アメリカ本校と同一のシステムで運営する本学が、米国大学の特許を生かしたまま運営するには現状に即していないため、本学の運営母体は有限会社となっているが、本来営利目的の機関ではなく、州立総合大学である米国本校同様、教育の提供を目的とするものであり、他の教育機関とのイコールフットingの観点からも、検討要請事項の対象としていただくようお願いしたい。	B-1		平成16年度中に措置予定の外国大学の日本校に関する新たな制度的措置としては、外国大学の日本校を卒業した者を我が国の大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとして認め、大学院入学資格を付与するなど我が国の教育制度と接続するための措置を講ずる予定です。なお、関係省庁に係る提案内容については、この措置を踏まえてそれぞれの現行制度体系との整合性の観点から検討されるべきものであり、必要に応じ、関係省庁における対応に協力してまいりたいと考えます。				1366	13661040	テンプレ大学ジャパン	国際推進特区	外国大学日本校は学校法人が運営する学校でないため、法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、住民税、事業所税などの優遇措置が適用されていない。優遇措置を受けるためには、日本学校として学校法人設立の条件を満たす必要があり、さらに大学設置基準に従って設置認可を受けなければならぬ。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に即していない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けた教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法第一条の第一号に規定するものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これを行うに財務省は、学校教育法第一条の学校に対してとられる法人税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、住民税、事業所税などに係る優遇措置を、大学に準ずる「外国の大学」に対しても特例として行う。			
文部科学省	0830590	外国大学の日本分校の認定とそれに伴う指定寄付金制度の特例	学校教育法施行規則第70条、大学設置基準第28条等	従来は、外国の大学に留学する場合や外国の大学が行う通信教育を我が国において履修する場合には、学習歴に応じ、大学院入学資格や単位互換等により我が国の教育制度に接続されてきましたが、いわゆる外国大学日本分校については、我が国の学校教育法に基づく大学としての設置申請の道が可能であることもあり、接続が認められていませんでした。	B-1		外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」(文部科学省高等教育局長裁定)で検討され、本年3月29日に「審議のまとめ」が提出されたところです。「審議のまとめ」においては、外国大学の日本分校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できれば、我が国の教育制度と接続(大学院入学資格、単位互換等)するといふ新たな制度的措置を講ずるべきと提言されています。この措置に沿って所要の措置をとることとしています。具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定です。	費省の回答では、「具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定」とあるが、平成16年度中に所要の措置を図ることにより、提案を実現できると解してよいが、また、指定寄付金制度に係る所管省庁の対応に当たっては、積極的に協力された。	財務省から税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。」との回答があったが、提案は文部科学省が外国の大学の日本校を大学に制度上認められた場合の措置を提案するものである。外国大学日本校が「日本の大学に準ずる」と文部科学省から制度上認められるのであれば、新たな税制上の措置としては、新規に設置される大学と同等に取「取」は可能ではないが、現在の学校法人および大学設置の基準は、アメリカ本校と同一のシステムで運営する本学が、米国大学の特許を生かしたまま運営するには現状に即していないため、本学の運営母体は有限会社となっているが、本来営利目的の機関ではなく、州立総合大学である米国本校同様、教育の提供を目的とするものであり、他の教育機関とのイコールフットingの観点からも、検討要請事項の対象としていただくようお願いしたい。	B-1		平成16年度中に措置予定の外国大学の日本校に関する新たな制度的措置としては、外国大学の日本校を卒業した者を我が国の大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとして認め、大学院入学資格を付与するなど我が国の教育制度と接続するための措置を講ずる予定です。なお、関係省庁に係る提案内容については、この措置を踏まえてそれぞれの現行制度体系との整合性の観点から検討されるべきものであり、必要に応じ、関係省庁における対応に協力してまいりたいと考えます。				1366	13661050	テンプレ大学ジャパン	国際推進特区	学校法人等公益法人に対する教育振興を目的とする寄付金は、指定寄付金として所得税控除(寄付金控除)の対象となるが、現在外国大学日本校は学校法人ではないのでその対象となっていない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に即していない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けた教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法第一条の第一号に規定するものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これを行うに財務省は、大学に準ずると認められた「外国の大学」に対する教育振興を目的とする寄付金について特例として寄付金控除を適用する。			
文部科学省	0830600	外国大学の日本分校の認定とそれに伴う教授等受け入れに関する免税の特例	学校教育法施行規則第70条、大学設置基準第28条等	従来は、外国の大学に留学する場合や外国の大学が行う通信教育を我が国において履修する場合には、学習歴に応じ、大学院入学資格や単位互換等により我が国の教育制度に接続されてきましたが、いわゆる外国大学日本分校については、我が国の学校教育法に基づく大学としての設置申請の道が可能であることもあり、接続が認められていませんでした。	B-1		外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」(文部科学省高等教育局長裁定)で検討され、本年3月29日に「審議のまとめ」が提出されたところです。「審議のまとめ」においては、外国大学の日本分校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できれば、我が国の教育制度と接続(大学院入学資格、単位互換等)するといふ新たな制度的措置を講ずるべきと提言されています。この措置に沿って所要の措置をとることとしています。具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定です。	費省の回答では、「具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定」とあるが、平成16年度中に所要の措置を図ることにより、提案を実現できると解してよいが、また、租税条約に基づく教授等受け入れに関する免税の特例に係る所管省庁の対応に当たっては、積極的に協力された。	財務省から税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。」との回答があったが、提案は文部科学省が外国の大学の日本校を大学に制度上認められた場合の措置を提案するものである。外国大学日本校が「日本の大学に準ずる」と文部科学省から制度上認められるのであれば、新たな税制上の措置としては、新規に設置される大学と同等に取「取」は可能ではないが、現在の学校法人および大学設置の基準は、アメリカ本校と同一のシステムで運営する本学が、米国大学の特許を生かしたまま運営するには現状に即していないため、本学の運営母体は有限会社となっているが、本来営利目的の機関ではなく、州立総合大学である米国本校同様、教育の提供を目的とするものであり、他の教育機関とのイコールフットingの観点からも、検討要請事項の対象としていただくようお願いしたい。	B-1		平成16年度中に措置予定の外国大学の日本校に関する新たな制度的措置としては、外国大学の日本校を卒業した者を我が国の大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとして認め、大学院入学資格を付与するなど我が国の教育制度と接続するための措置を講ずる予定です。なお、関係省庁に係る提案内容については、この措置を踏まえてそれぞれの現行制度体系との整合性の観点から検討されるべきものであり、必要に応じ、関係省庁における対応に協力してまいりたいと考えます。				1366	13661060	テンプレ大学ジャパン	国際推進特区	外国大学日本校は大学と認められていないため、租税条約に基づく教授等受け入れに関する二重課税防止のための所得税免税措置が適用されていない。免税措置適用を求めて日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たす必要があり、さらに外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に即していない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けた教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法第一条の第一号に規定するものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これを行うに財務省は、大学に準ずると認められた「外国の大学」における教授等に認め、租税条約に基づく所得税の免税措置を適用する。			
文部科学省	0830610	外国大学の日本分校の認定とそれに伴う大学院の入学資格や編入学の制度化の特例	学校教育法施行規則第70条、大学設置基準第28条等	従来は、外国の大学に留学する場合や外国の大学が行う通信教育を我が国において履修する場合には、学習歴に応じ、大学院入学資格や単位互換等により我が国の教育制度に接続されてきましたが、いわゆる外国大学日本分校については、我が国の学校教育法に基づく大学としての設置申請の道が可能であることもあり、接続が認められていませんでした。	B-1		外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」(文部科学省高等教育局長裁定)で検討され、本年3月29日に「審議のまとめ」が提出されたところです。「審議のまとめ」においては、外国大学の日本分校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できれば、我が国の教育制度と接続(大学院入学資格、単位互換等)するといふ新たな制度的措置を講ずるべきと提言されています。この措置に沿って所要の措置をとることとしています。具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定です。	費省の回答では、「具体的な制度については、今後、中央教育審議会での審議を経て措置する予定」とあるが、平成16年度中に所要の措置を図ることにより、提案を実現できると解してよいが、	財務省から税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象となり得ない。」との回答があったが、提案は文部科学省が外国の大学の日本校を大学に制度上認められた場合の措置を提案するものである。外国大学日本校が「日本の大学に準ずる」と文部科学省から制度上認められるのであれば、新たな税制上の措置としては、新規に設置される大学と同等に取「取」は可能ではないが、現在の学校法人および大学設置の基準は、アメリカ本校と同一のシステムで運営する本学が、米国大学の特許を生かしたまま運営するには現状に即していないため、本学の運営母体は有限会社となっているが、本来営利目的の機関ではなく、州立総合大学である米国本校同様、教育の提供を目的とするものであり、他の教育機関とのイコールフットingの観点からも、検討要請事項の対象としていただくようお願いしたい。	B-1		平成16年度中に措置予定の外国大学の日本校に関する新たな制度的措置としては、外国大学の日本校を卒業した者を我が国の大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとして認め、大学院入学資格を付与するなど我が国の教育制度と接続するための措置を講ずる予定です。				1366	13661070	テンプレ大学ジャパン	国際推進特区	外国大学日本校は大学と認められていないため、法律上、日本校の学部生および卒業生は他大学への編入、大学院進学ができない。しかし、現状では国立大学を含む多くの大学が外国大学日本校の単位、学位を認め、編入、大学院進学を認めている。したがって、外国大学日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けた教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法第一条の第一号に規定するものであることを公に認定し、この大学の学部生および卒業生が法律上、日本の大学に編入、大学院に進学できる旨を日本の大学、大学院に周知させる。			

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの再検討要請に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830670	校舎面積基準の引き下げによる大学設置事業の容認	大学設置基準第37条の2	校舎の面積については、学部の種類や学生数に応じて定められており、複数の学部を置く場合にあっては、共用部分を加算した上で過半数より少ない一定の面積を加算するなど弾力的な仕組みとなっています。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模等に応じて必要な一定の校舎が確保されている必要があり、その上で、各大学の状況に応じた必要な整備充実を図ることが求められます。なお、新規分野についても、類似の学部の例によることとされているので、当該新規分野の特性に応じて、柔軟な対応が可能となっています。	右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	貴省は、学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模等に応じて必要な一定の校舎が確保されている必要があり、その上で、各大学の状況に応じた必要な整備充実を図ることが求められます。なお、新規分野についても、類似の学部の例によることとされているので、当該新規分野の特性に応じて、柔軟な対応が可能となっています。			校舎面積基準については、各分野ごとの特性に配慮しつつ、授業の実施に必要な講義室・実験室・演習室等の面積、教員研究室の面積、図書館や管理部門の面積、廊下等の面積を精査して定めたものであり、妥当性を有していると考えています。また、各申請内容について、具体的にどの分野の基準を適用するかは、個別具体的な授業科目に基づいて大学設置・学校法人審議会において判断しており、妥当性を有していると考えております。					1381	13811010	デジタルハリウッド株式会社	教育特区構想(株式会社)における大学・大学院設立)	地方公共団体が、大学及び短期大学の運用状況が問題ないことを確認し、且つその研究・教育に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減らすことができるようになる。	
文部科学省	0830680	校舎等の施設及び設備の段階的整備の均等化による大学設置事業の容認	大学設置基準第45条	校舎等の施設及び設備の段階的整備については、開設時40%、第一年度中に30%、第二年度中に30%と、段階的に整備することとされています。これは教育研究に支障なく、かつ、各授業科目を開設する年次において当該授業科目に必要な教室等を備えたものであり、例えば図書館、医務室、会議室、事務室、体育館等の学生の年次とは関係なく使用される施設は、開設時に完全に備えられている必要があり、段階的な整備に馴染まないため、施設整備の段階的整備の割合の完全な均等化は不適切と考えられます。	C		図書館、医務室、会議室、事務室、体育館等の施設については、開設時に整備することとして、それ以外の部分については、学校の入学者の割合等に応じて弾力的に整備することができないうかが検討された。	併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	貴省は、施設整備については、本来は開設時に100%整備して必要となるべきものを、開設時40%、第一年度中に30%、第二年度中に30%と、段階的に整備することとされています。これは教育研究に支障なく、かつ、各授業科目を開設する年次において当該授業科目に必要な教室等を備えたものであり、例えば図書館、医務室、会議室、事務室、体育館等の学生の年次とは関係なく使用される施設は、開設時に完全に備えられている必要があり、段階的な整備に馴染まないため、施設整備の段階的整備の割合の完全な均等化は不適切と考えられます。		段階的整備を行う場合に必要となる割合があらかじめ明らかでなければ、大学設置予定者が施設整備を整備するための年次計画を立てて立てた上で施設整備が行われるのかが不明確となり、結果として新規参入を阻害する結果となるため、段階的整備の割合の完全な均等化は、開設時に完全に備えられている必要があり、段階的な整備に馴染まないため、施設整備の段階的整備の割合の完全な均等化は不適切であると考えます。また、図書館や医務室等、開設時点において整備されていることが必要な施設が存在することは既にお示ししたとおりですが、多分野にわたる一般教養科目等を初年度に開設することとなる点や、増設年次にまたがったような授業科目を初年度から開設することとなる点にも留意する必要があります。以上を踏まえて、「教員組合の段階的整備や生徒数の増加状況に整合的な形で、かつ「研究・教育に支障が生じない」というような施設整備を行うことは困難だと考えます。なお、近年新設の大学において実際に実行されている段階的整備についても、個別の整備割合は相当程度これを上回っており、このことも現行制度が過度に早急な整備を求めるものではないことを示しています。				1381	13811020	デジタルハリウッド株式会社	教育特区構想(株式会社)における大学・大学院設立)	地方公共団体が、大学及び短期大学の運用状況が問題ないことを確認し、且つその研究・教育に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎等の施設及び設備の段階的整備を、開設年度から完成年度にかけて、教員組合の段階的整備や生徒数の増加状況に整合的な形で、均等に行うことができるものとする。			
文部科学省	0830690	通信制の専門職大学院の必要専任教員数の緩和	専門職大学院設置基準第4条、第5条	最低限必要な専任教員の数については、学部・専攻の種類や学生数に応じた教育研究に必要な一定数が必要とされており、このような観点から、必要最低限の基準を省令等で定めています。また、専任教員は、他の大学の専任教員ではなく、当該大学の教育研究を担当するのに支障がない者であれば足り、他に職を有している者であっても、必要に応じて専任教員となることも可能です。また、専任教員が他大学の兼任教員となることが可能です。なお、高度な専門性を持つ職業人の養成については、専門職大学院制度を利用しなければならぬものと認められ、大学院制度若しくは他の制度等によって設置された教育施設においても実施することが可能です。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、当該大学における教育研究の中心となっており、その職務に相当程度専念する専任教員を一定数確保することが必要とされており、このような観点から、必要最低限の基準を省令等で定めています。また、専任教員は、他の大学の専任教員ではなく、当該大学の教育研究を担当するのに支障がない者であれば足り、他に職を有している者であっても、必要に応じて専任教員となることも可能です。また、専任教員が他大学の兼任教員となることが可能です。なお、高度な専門性を持つ職業人の養成については、専門職大学院制度を利用しなければならぬものと認められ、大学院制度若しくは他の制度等によって設置された教育施設においても実施することが可能です。	提案では通信制の授業方法を取ることで専任教員に依存することがないという趣旨であることを踏まえ、具体的な回答をさせていただきます。併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	貴省は、学生が充実した学習を行うことができること、及び、教育研究の中心となっており、その職務に相当程度専念するために一定の専任教員を確保することが必要である」という回答をしているが、その回答において懸念されている学生が充実した学習を行うことができること、及び、教育研究の中心となっており、その職務に相当程度専念する点については、その通り、充実した学習、及び、教育研究を行える環境を確保することが一番重要なことであり、提案理由に記載しているように最先端の経営について教えるには、各分野のスペシャリスト、実際に現場で経営に携わっている人に教えるほうが一番説得力があり、価値のあるものとなること、及び、講義内容の映像、テキスト等デジタル化し、通信教育の方法を取ることで専任教員の教育研究の職務に相当程度専念できる環境を整えている。また、通信教育の方式であるため、講義が休講になることがなく、講義の最も一定に確保でき、履歴を確保している。また、講義はIT技術を活用し、サイバークラスルームにて双方多方向に行われ密度の高い実践的な教育が可能措置を講じることとしており、本学が実施する教育事業においては、無理な形式的な部分を重視して専任教員一人当たりの学生の収容定員を1名で実施するよりは、提案書に記載したような内容で実施することが必要不可欠である。したがって、上記のような点を踏まえ、本学のように通信教育の方式を主とする形態で授業を実施し、経営学を履修することを目指すという専門職大学院の理念、専任に十分な教育、授業ができ、教育研究に相当程度専念できる自治体の長が当該教育授業に支障なく教育の質が保てることを認めた専任の専任教員数、専任教員一人当たりの学生の収容定員の定めによることなく、決めることができる特例措置について再検討され、その見解及び今後の対応につき具体的に提示された。		専門職大学院制度は、卓越した教育力を有する教員の指導の下で、少人数かつ実践的な教育を実施するための枠組として、平成15年度から新たに創設されたものです。この専門職大学院は、高度専門職人養成に特化した実践的教育を行ったため、例えば「ソクラテス・メソッド」と称されるような教員の質問と学生の回答の反復という双方向の議論を中心に進められる授業形態をとることなど、高度で実践的な教育を行うのに適切な教育方法をとる教育機関を設けることが求められたことを受け、新制度として設けられたものです。このため、専門職大学院設置基準においても、専攻分野に応じて、事例研究、現地調査、双方・多方向に行われる討論や質疑応答等を中心とした授業を行うことが求められています。また、専門職大学院は、通信教育の方法によって授業を実施することも認められていますが、その場合であっても、専門職大学院制度の趣旨やその特質に配慮することが求められます。そのため、専門職大学院設置基準において、事例研究等の手法を用いることと十分な教育効果を挙げることの専攻分野について、「多様なメディアを高度に利用して行うことや、遠隔制の専門職大学院と同等の専任教員を確保するよう規定されています。貴社からのご提案のとおり、講義の内容や当該講義の受講者数に応じて、専任教員の教育活動を支援する職員を確保することも非常に有効な教育手段であると考えます。しかし、専門職大学院の趣旨や授業方法に照らして考えると、当該専門職大学院における教育を担当するにふさわしい高度の教育上の指導能力があると認められる者を専任教員として必要数置き、これら専任教員による直接の指導を中心に、きめ細かな教育を実施することが、専門職大学院に期待される最も基本的な機能であると考えます。なお、専任教員は、他の大学の専任教員ではなく、当該大学の教育研究を担当するのに支障がない者であれば足りるほか、その審査にあたっては、研究業績は必須のものではないという取扱いもされています。ですので、専任教員が他大学の兼任教員となることも可能ですし、他に職を有している者であってもこの要件に該当する限り専任教員となることが可能です。また、そもそも高度専門職職人の養成については、専門職大学院制度を利用しなければならぬものではなく、大学院制度若しくは他の制度等によって設置された教育施設においても実施することも可能です。				1405	14051010	株式会社ビジネス・ブレークスルー	通信制の専門職大学院大学の弾力的運用構想	学生に十分な教育、授業ができるように自由に専任の専任教員数を定めることができる。			
文部科学省	0830700	通信制の専門職大学院における収容定員の弾力的運用の可能化	大学院設置基準第10条	収容定員は、各大学自身が教員組織、施設設備等の諸条件を考慮して、研究科ごとに定めることとなっています。また、大学院は、教育研究にかかわる環境の確保のため、在学者数を収容定員に基づき適正に管理することとなっています。	C		収容定員に応じて当該大学が備えるべき最低基準と定める教員組織、校舎、校舎等の施設、設備等が定められており、収容定員を設けることは必要であると考えられています。											1405	14051020	株式会社ビジネス・ブレークスルー	通信制の専門職大学院大学の弾力的運用構想	通信制の専門職大学院において、教室に生徒を集めて授業をするものでもなく、IT技術の進歩、発達により、高度のレベルの教育内容を講義することが可能となっているので、多様化している現代社会に適応できる人材を育成・教育していくためには、学生の選択の自由度をあげ、収容定員を柔軟に設けず、弾力的に運用を可能とするものとする。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	
文部科学省	0830710	株式会社立大学設置の際の大学設置・学校法人審議会委員構成の弾力化	大学設置・学校法人審議会令(昭和59年9月10日政令第302号)において、定員29人以内で組織し、その委員の任命の要件として、大学又は高等専門学校等の職員、私立大学若しくは私立高等専門学校等の職員又はこれらを設置する学校法人の理事、学識経験のある者とされています。	D-1			大学設置・学校法人審議会における審査体制については、既に現行制度においても、当該分野の新規性や産業界のニーズへの対応等、必要に応じて産業界での実務経験者等の審査メンバー追加補充が自由に行われていること、また、この趣旨にさらに資するべく、平成16年度から、申請者から要請のあった分野における「参考人制度」の試行的導入を行ったこと、	貴省の回答には、「大学設置・学校法人審議会における審査体制については、既に現行制度においても、当該分野の新規性や産業界のニーズへの対応等、必要に応じて産業界での実務経験者等の審査メンバー追加補充が自由に行われていること、また、この趣旨にさらに資するべく、平成16年度から、申請者から要請のあった分野における「参考人制度」の試行的導入を行ったこと、		D-1		大学設置・学校法人審議会において審査されるのは、大学等の高等教育機関であり、大学の教育研究者を中心とした審査体制となることは必要と考へます。ただし、御提案の「産業界での実務経験のある者を文部科学大臣が別途任用できるようにする」という内容につきましては、現在においても既に文部科学大臣自身の任命により、委員が決定される方式となっていること、そして実際に産業界から複数の有識者が委員として任命されていること、更にはより柔軟な審査体制の確保のため、今年度より参考人制度の導入を行っていることから、その趣旨は既に実現されているものと判断します。文部科学省としては、今後とも、参考人制度の運用状況も参考としつつ、個別の申請内容を踏まえた適切な審査を実施してまいりたいと考えています。						1381	13811030	デジタルハリウッド株式会社	教育特区構想(株式会社における大学・大学院設立)	特区内で株式会社による大学等を設置する場合であって、その当該教育分野が極めて新規性が高く、産業界のニーズ等の把握が必要不可欠である場合には、半数を目途として、審議会の運営に支援を求まない範囲で、産業界での実務経験のある者を文部科学大臣が別途任命することが出来るようにする。	
文部科学省	0830720	特区制度によって認められた株式会社大学の完成年度の短縮	大学設置基準第45条の規定に基づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について(平成15年文部科学省告示第44号)	D-1			年次計画履行状況調査は、一般に4年制大学では開設後4年目まで行われることとなりますが、当該大学において設置認可された教育課程を実施するために必要な教員組織、施設設備等が全て整備され、当該教育課程が有効に実施されれば、これを1年間とすることも可能です。	文部科学省の回答によると、特区制度によって認められた株式会社大学の完成年度を、認可後1年とするためには、その条件として、必要な教員組織、施設設備、等を揃えています。完成年度を一年とすることについては(前掲が)ないこと、(株式会社大学についての完成年度であることから、この3つの条件について、具体的かつ明確な基準を可及的速やかに公表していただき、弊社としても、認可の条件やその後のご指示に従った組織整備や設備の設置等を行ってまいります。更に、この条件の公表基準に照らして、貴省の適切な審査を受けられるよう準備をすすめてまいりたいと考えております。		D-1		「具体的かつ明確な基準」につきましては、当該大学において「設置認可された教育課程を実施する」ために「必要な教員組織」「施設設備」「その他認可を受けた設置計画に含まれる事項(例えば専任組織や学生指導の組織等)」が「全て」整備され、当該教育課程が有効に実施されることとなる必要があります。従って大学新設の場合、一般的には開学後4年目となりますが、その他の例外的な取扱いについては、個別具体的に年次計画の内容によって判断することとなります。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。				1592	15921030	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区	特区制度によって認められた株式会社大学の完成年度は、認可後1年とすること。		
文部科学省	0830730	大学設置認可申請手続きの時期の変更	大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則(平成3年12月17日文部省令第46号)第1条により、当該大学を開設しようとする年度の前年度の4月30日までに文部科学大臣に設置認可申請をすることとなります。	D-1			現行制度においても、設置認可の申請は随時受け付けているところです。ただし、審査には一定の期間が必要であることから、大学や大学院の新設の場合には、開設予定年度の前年の4月末を、それ以外の場合には前年の9月末を期限としています。												1068	10681010	株式会社アカデミア	政策立案大学設立構想	認可申請の時期を柔軟化し、現在は4月末に申請受けの期限となっているが、これに10月末も加え、年間に2度申請できるようにして頂きたい。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830740	株式会社による大学設置経費の財源の緩和	大学設置法第147号)	大学等の設置に要する経費の財源については、申請時に学校設置会社の負債とならない収入により積み立てられた現金預金等の資産を保有していることを求めている。		学校が継続性・安定性確保のためには、設置者自身が一定の資産を保有することが必要不可欠であり、特区法では、株式会社が学校を設置することができない要件として、施設設備又はこれらに要する資金並びに学校の経営に必要な財産を有していること、審査基準では、設置経費の財源として申請時に学校設置会社の負債とならない収入による積み立てられた現金預金等の資産を保有していることが求められているところである。	貴省の回答には、「企業等の担保者が大学経営の財政を保障する場合に融資を受けて運営できるものとする」ということについては、将来的に当該企業等の事情等により保証を解除されるおそれがないとは言えないこと、担保の具体的な内容が明らかでない収入により積み立てられた現金預金等の資産を保有していることを求めていること、審査基準では、一定の要件を満たす場合には既に収納されている寄附金とみなすなどの緩和措置を講じており、具体的な設置計画に基づきご相談下さい。	貴省の回答には、「企業等の担保者が大学経営の財政を保障する場合に融資を受けて運営できるものとする」ということについては、将来的に当該企業等の事情等により保証を解除されるおそれがないとは言えないこと、担保の具体的な内容が明らかでない収入により積み立てられた現金預金等の資産を保有していることを求めていること、審査基準では、一定の要件を満たす場合には既に収納されている寄附金とみなすなどの緩和措置を講じており、具体的な設置計画に基づきご相談下さい。	大学設置に当り、株式会社が融資によって大学を設立することができるように現行基準の緩和をご検討頂きたいとする今回の代書案を、再度、以下の理由によりご提案申し上げ、重ねてご検討をお願いいたします。 先ず、構造改革及び、それを具体化した構造改革特別区域の目的と性質ですが、一言でまとめるとそれは、既存の規制や基準を緩和することにより、新規事業及び新規産業の創出を図ると言うことになり、言わば、行政のあり方そのものに根本から改革を促すものと捉えらると思われ、そのような構造改革の趣意を、教育行政、取り分け大学行政にあてはめて考えてみていただくことが、文部科学省として根本から改革を促すことと捉えらると思われ、株式会社が大学を容易に設立し、従来の大学行政を文部科学省として根本から改革することと捉えらると思われ、具体的な示されたものとして高く評価されるべきものであると思われ、 このような行政方針の大転換の中で、以下の点を踏まえた上で、株式会社立大学に対する安堵、及び株式会社立大学に対する無責任、これは一方を助長し、他方を抑制することになり、結果として不公平になること、 2. 学校法人大学に対する規制の優遇措置及び株式会社立大学に対する過剰規制の適用、これも上の項目と相俟って、一方を他方より優遇することになり、更なる不公平を助長すること、 3. 株式会社が新規事業を起こすときに通常認められている融資を受ける、と言う手段を認めないことにより、商法など他の法律が想定している資金繰り方法と矛盾すること、 4. 但し全額自己資金で立立たせ、株式会社は別事業のために大学事業を上回る金額の融資を受けた場合には、大学事業を推進する事業主自身が実態としては融資をもって大学を運営しているのと同じことになり、設立当初において融資を不可とする基準が事実上無効になること、 5. 全額自己資金で立立たせ、株式会社は別事業に必要となる事項で破綻すること、つまり資金面での万全な対策は大学経営上、必要条件ではあっても充分条件ではないこと、従って、教育課程、教授陣など、新設大学の市場価値を決定する財務面以外の諸要素と合わせて柔軟に対応をする必要があること、 以上、以上の諸課題に融資を認めて頂きたい、とする訳で、これらの点に付いてのご回答はお聞き致しませんが、このよう問題は、相互に密接不可分な関係にあるだけではなく、次の点であると考えております。従いまして、融資の問題は、以下することによって、大学経営の安定性と継続性を確保すると同時に補うだけの魅力的な教授陣、教育課程など、資金面以外に付いてまで立ち立って判断することが許されるのか、その新設大学の諸性質を市場価値に照らして総合的に判断する第三以上の意思決定方式から、「お大きなプラスを生み出す人材幹部部分においての更なる構造改革をお願いしているものである」という時代の大潮流により、この件に關しましては民間より今(10681030及び10681040)「大学行政そのものの構造改	学校は、学生生徒等が卒業するまでに教育を継続していける責任があり、学校が教育を継続できなくなることにより学生生徒等の行き場がなくなるようなことがあってはならないものである。設置経費の財源や開設年度の経常経費の財源に借入金充当を認めると、例えば開設年度から定員に見合った学生を確保できず計画どおりの学納金収入を確保できなかった場合、借入金計画どおり返済できず滞り、教育を継続できなくなることが考えられます。このような場合であっても教育を確実に実施できるよう、設置経費や開設年度の経常経費と、当面必要な経費の財源についてのみ、自己資金で保有することを求めています。 ご提案のように個人債務の返済を含め将来的な大学経営の財政を保障する担保者がいるのであれば、申請時に保有しなければならぬ経費を担保として受け入れることも可能ではないかと考えられますが、ご提案の内容を実現できるかどうかにつきましては、設置経費を含めた具体的な設置計画、担保の内容、方法など、具体的な計画に基づき検討し判断する必要がありますので、具体的な設置計画等に基づきご相談ください。	融資による借入金については、劣後ローンや劣後ローンなど様々な種類がある。借入金の質を見極めた上で自己資本とみなすなど柔軟な対応ができれば、提案主体からの再意見を踏まえつつ、再度検討し回答したい。	先にご提案致しました、融資を導入するに当たって、大学財務を担保する者(企業などを含む)を定めて、と言うご提案に対し、貴省より、担保者に寄附を要請できるのではないかとご提案が御座いました。この点に付きまして弊社の意見を申し上げます。 1. 経営権の独立 株式会社立大学は、大学であると同時に株式会社でもあり、経営方針の決定、経営者の人選など、経営の根幹部分において、株主=出資者は大きな発言権を有しております。この点から観れば、例えば寄附と言った形で、大学の設立・運営資金を確保するものは大きな発言権を株式会社立大学の経営方針に対して確保することになります。これは特別に係る重大な課題が一点も生じ、それは寄附をするもの全てが教育の意義や価値に付いて理解をしないとは限らないと言ったこと、つまり、教育と言った名称の下には、様々なものが集まり、必ずしも教育のみから寄附をするものばかりではないことが考えられます。そして、そうしたものから出資や寄附を受けて株式会社立大学を設立すると言うことは、取りも直さず、株式会社立大学の運営方針の根幹部分において、そのような教育の本質を理解しない寄附者、出資者が大きな発言権を有することに直結し、このことは結果として株式会社立大学の経営、ましては大学の人材育成方針などに多大な悪影響を及ぼすことになりかねません。 他方、融資により株式会社立大学を設立した場合には、経営権の独立は守られ、新設大学の目指す教育理念等を含む経営方針全般が実現されやすくなります。教育事業の場合には、一般の営利事業における経営努力に加え、人材の育成方針=教育方針が経営方針と一体不可分のものとなるべきであり、それ故にこそ融資は「経営権の独立」と教育方針の貫徹」と言った観点から、大学運営の至上命題、核心部分に係る大きな課題として相当程度考慮されていかねばならないと考えます。 2. 株式会社立大学出現の背景 さて、株式会社による大学設立・自己資金のみにより設立される学校法人大学が、市場主義経済によって求められる人材を十分に供給できていないと言った決定的な背景があると思われ、つまり、この市場主義経済(資本主義経済)と高い換えられますが、政治家、教育者、公務員、企業、一般人も、挙げて、日々革新へ向けての不断の努力と決意、更にはそれによってもたらされる「自律的緊張感と達成感」こそが大きな特色であり、それを資金面の制度として支える柱の一つに「融資」とその借入金を返済する自動努力があるわけであり、この点を踏	株式会社による大学設置経費の財源に付いての本条項の緩和をお願いしたい。	10681030	10681030	株式会社アカデミア	政策立案大学設立構想	株式会社による大学設置経費の財源に付いての本条項の緩和をお願いしたい。				

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	
文部科学省	0830750	大学等の経営に必要な財産についての種類	学校教育法第147号(第1号)	大学を設置する場合、開設年度(校地及び校舎が借用の場合には開設年度から完成年度まで)の経常経費の財源について、申請時に学校設置会社の負債とならない収入により積み立てられた現金預金等の資産を保有していることを求めている。	C		学校の継続性・安定性確保のためには、設置者自身が一定の資産を保有することが必要不可欠であり、特区法では、株式会社が学校を設置することができる要件として、施設設備又はこれらに要する資金並びに学校の経営に必要な財産を有していること、審査基準では、開設年度(校地及び校舎が借用の場合には開設年度から完成年度まで)の経常経費の財源として申請時に学校設置会社の負債とならない収入により積み立てられた現金預金等の資産を保有していることが求められていることである。ご提案については、担保の具体的な内容が明らかではない収入により積み立てられた現金預金等の資産を保有していることについては、将来的に当該担保者の事情等により約定解除されるおそれがないとはいえないこと、ご提案の代替案を実現することは困難であると考えます。なお、申請時に財源としての保有を必要としているのは、原則として開設年度の経常経費ですので、具体的な設置計画に基づきご相談下さい。	貴省の回答は、「企業等の担保者が大学経営の財源を確保する場合に融資を受けて運営できるものとする」とことについて、1.かねてより法改正の検討が世上取り沙汰された私立初年度の学校法人大学に対する支給、及び株式会社設立大学に対する無支給、これは一方他方より差遇することになり、結果として不公平なこと、2.学校法人大学に対する規制上の優遇措置及び株式会社設立大学に対する差別適用、これも上の項目と併せて、一方他方より差遇することになり、更なる不公平を助長すること、3.株式会社が新規事業を起こす際に通常認められている融資を受け、と言う手段を認めないことにより、民法など他の法律が想定している資金調与方法と異なること、4.他に全額自己資金で実施しても、株式会社が別事業のために大学事業を上回る金額の融資を受けた場合には、大学事業を推進する事業主自身が実態として融資をもって大学を運営しているのと同じことになり、設立当初において融資を不可とする基準が事実上無効になること、5.申請自己資金と認めず申請時には様々な事情で破綻すること、つまり資金面での万全な対策は大学経営上、必要条件ではあっても充分条件ではないこと、従って、教育課程、教授陣など、新設大学の市場価値を決定する財務面以外の諸要素を踏まえて柔軟に対応を必要とする。以上を踏まえ、融資を認めて頂きたく、とする訳では御座りませんが、このように様々な疑念と融資の問題だけでなく、次の大きな課題が生ずるものであると考えている。ご提案の通り、大学経営の安定性と継続性を十分に補うだけの魅力的な教授陣、教育課程など、資金面だけでなく、人材の確保を市場価値に照らして総合的に判断する第三段階上の議決団方式から、より大きなプラスを生み出すための検討においての更なる構造改革をお願いしているものであります。追って、具体的な設置計画に即して判断することとなりますので、ご相談下さい。		大学設置に当り、株式会社が融資によって大学を設立することができるように現行基準の緩和を再検討頂きたくとする今回の代替案を、再度、以下の理由により提案申し上げます。重ねてご検討をお願い致します。先ず、構造改革及び、それを具体化した構造改革特別区域の目的と性質ですが、一言でまとめるとすれば、既存の規制や基準を緩和することにより、新規事業及び新規産業の創出を図るとのことであり、言わば、行政の一方そのものに根拠から改革を促すものと高懸念を懸念されます。そのような構造改革の趣旨を、教育行政、取り分け大学行政にあてはめて考えてみた場合に、文部科学省において、株式会社設立大学を容認されたことについては、従来の大学行政を文部科学省として根本から改革すること等々としての意志を具体的に示されたものとして高く評価されるべきものであると思っております。このように行政方針の大転換の中で、以下の点を踏まえた上で、株式会社設立大学に対して融資による大学の設立を許可する、かどにか付き、弊社の事業のためのみならず、広く一般の教育事業者のためにも、更に踏み込んでご検討を頂きたいと思っております。ご提案の通り個人債務の返済を含め将来的な大学経営の財政を確保する担保者がいるのであれば、申請時に保有しなければならぬ経費を寄附として受け入れることも可能ではないかと考えられます。ご提案の内容を審査計画、担保の内容・方法など、具体的な計画に基づき再検討し判断する必要がありますので、具体的な設置計画等に基づきご相談下さい。		学校は、学生生徒等が卒業するまでに教育を継続し「責任」があり、学校が教育を継続できなくなるといふ学生生徒等の行き場がなくなるようなことがあってはならないものです。設置経費の財源や開設年度の経常経費の財源に個人金充当を認めると、例えば開設年度から定員に見合った学生を確保できず計画どおりの学納収入を確保できなかった場合、個人金計画どおり返済できず、教育を継続できなくなることが考えられます。このような場合であっても教育を確実に実施できるよう、設置経費や開設年度の経常経費という当面必要な経費の財源についてのみ、自己資金で保有することを求めているものではないかと考えられます。ご提案の通り個人債務の返済を含め将来的な大学経営の財政を確保する担保者がいるのであれば、申請時に保有しなければならぬ経費を寄附として受け入れることも可能ではないかと考えられます。ご提案の内容を審査計画、担保の内容・方法など、具体的な計画に基づき再検討し判断する必要がありますので、具体的な設置計画等に基づきご相談下さい。		融資による個人金については、先般ポイントや奨学金など様々な種類がある、個人金の質を見極めた上で自己資本とみなすなど柔軟な対応ができなければ、提案主体からの再意見を踏まえつつ、再度検討し回答させていただきます。		先にご提案致しました、融資を導入するに当たって、大学財務を担保する者(企業などを含む)を定めて、とご提案に対し、貴省より、担保者に寄附を要請できるのではないかとご提案が御座りましたが、この点に付きまして弊社の意見を申し上げます。1.経営権の独立、株式会社は、大学であると同時に株式会社でもあり、経営方針の決定、経営者の人選など、経営の根幹部分において、株主=出資者は大きな発言権を有しております。この点から観れば、例えば寄附とご言うのであれば、大学の設立・運営資金を提供するものは大きな発言権を株式会社大学の経営方針に対して確保することになり、ご提案に負ける重大な課題が一つあること、このようにご提案、歴史的・安定的な学校経営を担保するために必要な最低限の準備金として、株式会社に対しても学校法人の場合と同様に、設置経費及び開設年度の経常経費相当額の資金を、自己資金として保有するよう求められているのです。このように一定額の準備金を確保しておくことは、むしろ、より高いリスクを引き受けることとなる株式会社こそ、重要であると考えられます。貴社の御意見によれば、融資のみの方が「自律的緊張感と達成感」があることですが、学校経営については、市場原理のみが支配するものではなく、銀行や鉄道などの公共的な機関と同様に、社会全体に対して役割を担うものであるため、自己責任では済まされません。それ故に、継続性・安定性を制度的に担保する仕組みが求められることをご理解下さい。もちろん、自己資金に加え、融資によって、お願い教育を目指すことは可能ですので、積極的にご検討いただければと思います。再々検討要請をいただいているように、個人金も様々な質があると思います。設立後に学校を運営していく中で、資金調達方法としては、ご提案の通り保証付きの借入れや必着ローンによる調達を行うことも、選択肢の一つはあるとは思いますが、ただし、保証付きのものであっても、代理弁済がなされた後は、求償を受け、結局は弁済義務が継続することになり、その点では、一般の借入れと異なる点があるとは思いますが、また、先般ローンによる調達で、恒常的な金利負担を伴うことになれば、財務の健全性を損なうおそれもあり、開設時に最低限保有しておくべき資金の相当額に、このような負担付き資金の補充をすることは、望ましくありません。自己資金は、不測の事態にも備えるための資産としてそのうち、個人金は、このような資産に位置づけるものとしては適切でござらぬ方法については、現時点ではなお課題は、さらに多様な形態の金融があることと伺っておりますので、個別に検討を続けていきたいと思っております。	1068	10681040	株式会社アカデミア	政策立案大学設立構想	開設前から完成年度までの経常経費の財源を保有していなければならないとする本条項の緩和をお願いしたい。		
文部科学省	0830760	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の弾力化	私立学校法第3条	申請時に保有していなければならない大学等(独立大学院大学を除く。)の経常経費の人員費の算定方法について、教員数×8,700円+職員数×6,200円として計算することとしている。	E		いただいた提案は、独立大学院大学による専門職大学院を設置する構想と思われる。独立大学院大学の経常経費については、「教育研究上の必要に及び十分な経費が計上されていること。」と規定されていますのみであり、具体的な金額については規定されていません。(審査基準第一の二の(一)参照) 従って、具体的な設置計画に即して判断することとなりますので、ご相談下さい。											1065	10651010	学校法人タイムン学園	スポーツ教育推進特区	学校法人の寄附行為及び寄附行為の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)において定められている財源として保有すべき経常経費の算定根拠として用いられる人員費の水準(教員一人当たり8,700円、職員一人あたり6,200円)を、認定自治体の長と協議の上、当該学校の運営実態に合わせて弾力的に設定することを可能とする。	
文部科学省	0830770	保育所事業を行う学校法人の付帯事業に関する特例	私立学校法第3条	学校法人は私立学校の設置を目的とすることを本質とする法人であり、ご指摘の平成14年の通知は、このように学校法人の目的性を前提としながら、学校法人が認可保育所を設置することを許容するものである。このように法人としての本質を前提として、学校法人には学校教育を行う主体として必要な規制が加えられる一方、取財上の優遇措置等が講じられていることである。学校教育以外の事業を主たる目的とする学校法人を認めることは、このような学校法人制度の前提を否定するものであり、他の法人制度とのバランスからも問題であるほか、それぞれの目的として制度化されている法人制度の根幹にも関わる問題があること、特区において対応することは困難です。	C		幼稚園事業の規模は縮小されるが、幼稚園の設置経費は引き続き実施しているものであり、附帯事業である保育所事業の規模が小さくなったとしても、学校法人設立の所期の目的は遂行できるものと考えられ、更に、幼稚園在園児と保育所在園児との交流が図られることから、より質の高い幼稚園教育及び保育サービスが提供できるものと思えます。また、本市において少子化が進む中、幼稚園入園児が減少し、幼稚園の存続自体が危ぶまれている一方で、近年の雇用形態の変化等により保育所入所希望者は増加傾向にあり、早急な待機児童解消が求められ、当該構想が双方にとって打開策として有効であると考えている。このことから、特区提案についてご検討いただきたい。																私立学校法第3条では「この法律において「学校法人」とは私立学校の設置を目的とする法人をいう。」と規定されており、学校法人の設置する認可保育所の取扱いについては(平成14年7月29日14文部高第330号文部科学省高等教育局私学部長通知において「学校法人が設置する認可保育所については、いわゆる「附帯事業」として定めることが適当である」とされているところであるが、保育所事業が幼稚園事業を上回る場合、具体的には保育所入所児童数が幼稚園児数を上回る場合においても学校法人が保育所を設置運営することを認める。

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの再々検討要請に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	各省庁からの再々検討要請に対する回答	各省庁からの再々検討要請に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830820	校地・校舎の自己所有を要しない小中高一貫校の設置の容認	基本方針第820(801・2)	820 特区において校地・校舎の自己所有を要しない学校設置が認められている。	D-2		校地・校舎の自己所有を要しない小中学校等設置事業」という特区の特例措置により、既に特区において実現可能となっています(基本方針別表1、820をご参照下さい)。														1495	14951010	学校法人国際学園	不登校生徒等のための小中高一貫校の設置	教育上の特段のニーズがあり、当該ニーズに対応した教育を行う学校の設置に伴う学校法人の寄附行為の認可(既存の寄附行為の変更の認可を含む。)にあたって、学校経営の安定性・継続性が担保できると認められる場合に、その校地・校舎の自己所有要件を求める必要がないものとする。
文部科学省	0830830	株式会社立学校及びNPO法人立学校への私学助成の適用	憲法第89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。	CE		特区において学校の設置主体として認められる株式会社やNPO法人に対する補助金交付については、憲法第89条の問題があり困難であると考えます。なお、学校法人については、学校教育法上の規制、私立学校法上の規制、私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、憲法第89条に定める「公の支配」に属していると考えられています。 ご提案は学校法人に対する従来の私学助成(財政措置)の拡大を求めるものであり、規制の特例措置を求めるものではなく、「従来型の財政措置は譲じない」とする特区の基本方針にも反すると考えられます。														1092	10921010	株式会社朝日学園	新潟県教育委員会	私学助成の適用対象を学校設置会社およびNPO法人による特区学校にまで拡大する
文部科学省	0830830	株式会社立学校及びNPO法人立学校への私学助成の適用	憲法第89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。	CE		特区において学校の設置主体として認められる株式会社やNPO法人に対する補助金交付については、憲法第89条の問題があり困難であると考えます。なお、学校法人については、学校教育法上の規制、私立学校法上の規制、私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、憲法第89条に定める「公の支配」に属していると考えられています。 ご提案は学校法人に対する従来の私学助成(財政措置)の拡大を求めるものであり、規制の特例措置を求めるものではなく、「従来型の財政措置は譲じない」とする特区の基本方針にも反すると考えられます。														1175	11751020	特定非営利活動法人全国教育フォーラムの会	NPO法人が設置する自然科科学体験教育に重点をおく小中学校の設置	・公立の小中学校に通う児童とのイコールフットリングの観点から、児童に合わせた教育助成を行う。
文部科学省	0830830	株式会社立学校及びNPO法人立学校への私学助成の適用	憲法第89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。	CE		特区において学校の設置主体として認められる株式会社やNPO法人に対する補助金交付については、憲法第89条の問題があり困難であると考えます。なお、学校法人については、学校教育法上の規制、私立学校法上の規制、私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、憲法第89条に定める「公の支配」に属していると考えられています。 ご提案は学校法人に対する従来の私学助成(財政措置)の拡大を求めるものであり、規制の特例措置を求めるものではなく、「従来型の財政措置は譲じない」とする特区の基本方針にも反すると考えられます。														1177	11771020	(株) 藤原学園実験教育研究所	理科実験教育に重点をおく株式会社設置する小中学校の特例措置	理科実験教育に重点をおく株式会社設置する小中学校への教育費助成
文部科学省	0830830	株式会社立学校及びNPO法人立学校への私学助成の適用	憲法第89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。	CE		特区において学校の設置主体として認められる株式会社やNPO法人に対する補助金交付については、憲法第89条の問題があり困難であると考えます。なお、学校法人については、学校教育法上の規制、私立学校法上の規制、私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、憲法第89条に定める「公の支配」に属していると考えられています。 ご提案は学校法人に対する従来の私学助成(財政措置)の拡大を求めるものであり、規制の特例措置を求めるものではなく、「従来型の財政措置は譲じない」とする特区の基本方針にも反すると考えられます。														1178	11781020	(株) 秀学	株式会社設置する学校の規制緩和	不登校児童生徒のための株式会社設置する小中高等学校への教育費助成

文部科学省 (特区)

Table with 12 columns: 省庁名, 管理コード, 規制の特例事項名, 該当法令等, 制度の現状, 措置の種類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 各省庁からの回答に対する再検討要請, 提案主体からの意見, 各府庁からの再検討要請に対する回答, 各府庁からの再検討要請に対する再々検討要請, 提案主体からの再意見, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各府庁からの再検討要請に対する回答, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各府庁からの再検討要請に対する回答, 構想(プロジェクト)管理番号, 規制特例措置事項管理番号, 提案主体名, 構想(プロジェクト)の名称, 規制の特例事項の内容.

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容
文部科学省	0830850	ホームテイングスクールで学ぶ生徒への教育助成	憲法第89条		CE		<p>学校の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットイングを求めるものであり、特区となることで特に補助金が嵩上げされるという「従来の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案書の趣旨を實現できないか回答された。</p> <p>提案の趣旨は、従来の学校と特区において設置された学校とのイコールフットイングを求めるものである。両学校は学校教育法上同等のものであることから、特区において設置された学校の児童生徒が安心して学校に通えるようにするために行政としてどのように支援するかと言うことは検討すべき課題である。そのためどのような要件が必要かと言うことを念めて、「イコールフットイングを実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討し回答された。</p> <p>また、費金は国庫負担で、学校法人が私学助成を受ける際に、「公の支配」に属していると考えられる理由として、学校教育法上の規制、私立学校法上の規制、私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、学校教育法上の規制は学校設置会社及び学校設置者理人等も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきである。そうすると、学校法人と学校設置会社及び学校設置者理人等の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり、「困難」としている理由は何か明確にされたい。</p>			CE	<p>憲法では、「公の支配」に属しない教育の事業に対し、公金を支出することを禁じています。</p> <p>このため、私学助成を受ける学校法人の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、「公の支配」に属するようにするための様々な規制が掛けられており、特に、私立学校法においては、学校の設置者たるにふさわしい法人として学校法人制度を設け、他の法人等を比べても、より高い公共性を確保するための様々な規定がもたらされています。</p> <p>私学助成は、これらの法の規定により、はじめ、憲法上も可能となっているのです。</p> <p>しかしながら、株式会社やNPO法人が設置する学校については、このような規制が及んでいません。また、仮に、助成措置の対象とするために、学校法人と同様の規制を及ぼす場合には、株式会社やNPO法人の特性を活かしたまま学校を設置するものとした特区制度本来の趣旨が損なわれてしまうこととなります。</p> <p>このように、株式会社やNPO法人の設置する学校にご提案のような助成措置を行うことは、憲法上も、また制度の趣旨からも、困難であることをご理解ください。</p>			<p>貴省の回答では、「仮に、助成措置の対象とするために、学校法人と同様の規制を及ぼす場合には、株式会社やNPO法人の特性を活かしたまま学校を設置するものとした特区制度本来の趣旨が損なわれてしまう」とあるが、公金を支出せず児童が安心できる運営が確保できないとすれば、逆に「特区制度本来の趣旨が損なわれてしまう」と言えないか、特区において設置された学校の児童生徒が安心して学校に通えるようにするために行政としてどのように支援するかと言うことは検討すべき課題であり、そのためどのような要件が必要かと言うことも含めて、「イコールフットイングを実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討し回答された。</p>	CE	<p>憲法89条で定められたルールにしたがって国からの助成を行うため、学校法人の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、恣意的な規制がかけられています。今回の特例措置は、株式会社やNPO法人から、これら3法により学校法人が受けている規制を受けずに学校を設置したいという要望を受けて掛けられたものであり、仮に国庫負担の対象とするために、学校法人と同様の規制を株式会社やNPO法人に対して及ぼすとすれば、特例制度を設けた趣旨に反してしまうこととなります。</p> <p>また、株式会社やNPO法人も、さまざまな規制がかけられた学校法人を創って学校教育を行う場合には、他の学校法人と同様に、国からの助成を受けられることになっています。現にNPO法人の中には学校法人を創って学校教育を行う動きがあります。このようにして、株式会社やNPO法人立の学校だけが、学校法人が受けるのと同様の規制を受けなくても、国からの助成を受けられるようになることは、むしろ、他の学校法人や、学校法人を創って学校教育を行うことになるNPO法人等のイコールフットイングが図られないことになってしまいます。</p> <p>このため、学校運営を行いながら、国からの助成を受けなければ、児童が安心して通学を確保できないということが事実としてあるのであれば、学校法人化を容易にするために別途設けられた特例制度も適宜活用して、学校法人を設立することにより学校を設置し、国からの助成の対象となることが望ましいと考えられます。これが、憲法89条で定められたルールにも特例制度の趣旨にも、イコールフットイングとは観点にも合致するということをご理解いただきたいと思えます。</p>	1179	11791020	武蔵丘学院	小規模の学校「ホームテイングスクール」の設置運営事業	通学する生徒数に応じた児童へ、公立の学校に通う生徒とのイコールフットイングの観点から教育助成を行う。	
文部科学省	0830860	私立学校教職員共済制度への加入資格の拡大	私立学校教職員共済法第14条		C		<p>株式会社は学校設置以外の事業を行うことについて、法人制度として特例の制限はありません。株式会社立学校及び学校設置NPO法人の教職員については、それぞれの法人内における人的流動性を阻害することのないよう、民間の健康保険や厚生年金に加入することとすべきことから、適用対象からは除外されています。</p> <p>仮にこれを認めた場合は、同一法人内に異なる制度の適用を受ける者が混在し、同一法人内で不均衡が生じるとともに、人事異動に伴い年金等について不利益を生じることが想定されるため、適当ではないと考えています。</p>										1092	10921020	株式会社朝日学園	御津町教育特区	私立学校教職員共済制度への加入資格を学校設置会社等の学校の教職員にまで拡大する	

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再検討要請に対する回答	各省庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	
文部科学省	0830870	核燃料サイクル開発機構の重要な財産の処分等の認可手続きの緩和	核燃料サイクル開発機構法施行規則第21条、22条	機構は、重要な財産を貸し付け、譲渡、交換し、又は担保に供することについて認可を受けようとするときは申請書に、処分等を証する書面を添えて、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。	D-1		産業官連携による試験、研究、試作その他地域産業へ技術の移転を促進する活動を行う者に対し、サイクル機構の重要な財産のうち施設及び設備を利用する場合につきましては、核燃料サイクル開発機構法第38条に基づく同法施行規則第22条ではなく、同法第24条第3項「機構は、第1項の規定により行う業務を妨げない範囲において、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従って、その設置する施設及び設備を子どもの開発及びこれに関する業務を行う者らに供することができる。」に基づくこととなります。サイクル機構では、同条項に基づいて、施設等供用基準(10規程第73号)を内閣総理大臣の認可を受けて定められています。地域産業への技術の移転を促進する活動を行うものはこの基準を満足してはならず、文部科学大臣等の認可は必要ありません。なお、サイクル機構の重要な財産のうち、特許等の利用については、文部科学大臣の認可を必要とせず、一般法第24条第1項第2号に基づいて、サイクル機構が一般産業界に対し特許等を利用した製品開発の協力をを行う先端原子力関連技術成果展開事業等を積極的に推進していくこととなります。	右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	同法24条第3項に基づき定めた施設等供用基準を満たせば現行でも大臣の認可は不要であるとのことであるが、本案では、原子力の開発及びこれに関する業務以外の分野へも技術移転を認めるアプローチを検討しており、電源立地地域における地域産業であれば業務の分野にかかわらず施設を利用できる特例を求めたものである。	D-1							1195	11951010	福井県	核燃料サイクル開発機構の重要な財産(土地、建物等)を使用して、産業官連携による試験、研究、試作その他地域産業へ技術の移転を促進する活動を行う者に対し、法24条に基づく大臣の認可を不要とする。	核燃料サイクル開発機構の重要な財産(土地、建物等)を使用して、産業官連携による試験、研究、試作その他地域産業へ技術の移転を促進する活動を行う者に対し、法24条に基づく大臣の認可を不要とする。		
文部科学省	0830880	施設設置を含めて学校給食の運営の委託先となる場合の栄養士配置の承認	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務教育諸学校法」という。)第8条の2は、学校給食法第5条の2に規定する共同調理場の学校栄養職員に規定する法律第8条の2、学校給食法第5条の2において、共同調理場は義務教育諸学校の設置者が設置したものとする。	D-1		義務教育諸学校法第8条の2は、都道府県における学校栄養職員の標準定数を定めるものであり、都道府県が市町村ごとに配置する学校栄養職員数を制限するものではないため、都道府県とよく相談した上で、都道府県費の学校栄養職員を配置することができるとして規制緩和に配慮して対応可能である。なお、学校栄養職員の標準定数は具体的には、給食を単独で実施している学校や学校給食法第5条の2に規定する共同調理場の数を概算して算出する必要がある。また、学校給食法第5条の2に規定する共同調理場の学校栄養職員に規定する法律第8条の2、学校給食法第5条の2において、共同調理場は義務教育諸学校の設置者が設置したものとする。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2に基づき標準定数の考え方は理解できますが、学校栄養職員についてはこの定数に算定されるためには、共同調理場の設置、各市町村が条例で定める必要があるという学校給食法第5条の2の規定は、学校給食の民間委託を推進していくうえで阻害要因であると考えられます。学校給食の委託には多様な方法があり、当市では調理場の老朽化により施設設置を含めて委託する民間方式の採用を希望していますが、給食費の概算、給食費の決定、食材及び食料品の支払いなどの管理部門及び炊具の作成、食材の購入計画の作成、検査、食を通じた教育現場との連携、参画などの栄養部門は当市が保持し、調理業務と施設業務のみを委託する計画であり、決して「先決条件」で委託を行うものではなく学校給食業務の運営の合理化について、令和6年1月21日文部科学省長官通知の内容に沿ったものであり、栄養職員の業務も現行と何ら変わることはありません。このような場合、共同調理場の設置のみを定数算定の条件としている学校給食法の規定について、市町村が管理運営する学校給食の実施に於いて条件で定める場合も適用されるよう、適用条件の緩和について再考を求めます。	学校栄養職員の標準定数は具体的には、給食を単独で実施している学校や学校給食法第5条の2に規定する共同調理場の数を概算して算定する必要があるという学校給食法第5条の2の規定は、学校給食の民間委託を推進していくうえで阻害要因であると考えられます。学校給食の委託には多様な方法があり、当市では調理場の老朽化により施設設置を含めて委託する民間方式の採用を希望していますが、給食費の概算、給食費の決定、食材及び食料品の支払いなどの管理部門及び炊具の作成、食材の購入計画の作成、検査、食を通じた教育現場との連携、参画などの栄養部門は当市が保持し、調理業務と施設業務のみを委託する計画であり、決して「先決条件」で委託を行うものではなく学校給食業務の運営の合理化について、令和6年1月21日文部科学省長官通知の内容に沿ったものであり、栄養職員の業務も現行と何ら変わることはありません。このような場合、共同調理場の設置のみを定数算定の条件としている学校給食法の規定について、市町村が管理運営する学校給食の実施に於いて条件で定める場合も適用されるよう、適用条件の緩和について再考を求めます。	D-1					1184	11841010	山形県東根市	学校給食民間委託特区	・現行法令上は、「義務教育諸学校法の設置者が設置する「学校給食を実施するために必要な施設」がないと、費責学校栄養職員の算定基礎にならないことから、学校給食の民間委託推進の障害となる。地域経済の活性化のため規模を縮減する必要がある。・学校給食の完全な民間委託を推進するため、学校給食施設が民間であっても、市町村等が給食の事務管理部門及び栄養管理部門を運営する場合には、現行法上の制度と同様な取り扱いを行うことにより、民間委託が更に推進される。					
文部科学省	0830890	幼稚園・保育所の定期健康診断とみなすこと	市町村の教育委員会は、翌学年の初めから学校に就学させるべきで、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たっては健康診断(就学時の健康診断)を行わなければならないものとされている。	C		幼稚園等の定期健康診断は子どもの心身が年齢相応の発育・発達をしているかを把握し、その上で健康上配慮を要する子どもの保護者に対し、指導や医療機関への受診の勧奨を目的としている。子どもたちの健康上の課題については定期健康診断で把握でき、年長時以降等になった段階で就学時の健康診断を受検したものとみなし、当該健康診断の受検を免除すること、受検に伴う保護者等の負担の軽減を図るといふものであり、「6ヶ月以内」ということで期間の限定がついていないこと、また、提案がどのようなものであるか、健康診断の実施は、適正な健康診断と学級指導に資していること、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	幼稚園等の定期健康診断は子どもの心身が年齢相応の発育・発達をしているかを把握し、その上で健康上配慮を要する子どもの保護者に対し、指導や医療機関への受診の勧奨を目的としている。子どもたちの健康上の課題については定期健康診断で把握でき、年長時以降等になった段階で就学時の健康診断を受検したものとみなし、当該健康診断の受検を免除すること、受検に伴う保護者等の負担の軽減を図るといふものであり、「6ヶ月以内」ということで期間の限定がついていないこと、また、提案がどのようなものであるか、健康診断の実施は、適正な健康診断と学級指導に資していること、併せて、右の提案主体の意見を踏まえ回答された。	C										1611	16111010	大阪府豊中市	就学時の健康診断のみし特区	幼稚園又は保育所等において、学校保健法第6条及び児童福祉施設最低基準第12条に基づく定期健康診断を受検した児童については、その健康診断の受検が当該児童の就学時健康診断の実施前6ヶ月以内で実施したものである場合は、学校保健法第4条に基づく就学時健康診断を受検したものとみなし、当該健康診断の受検を免除すること、受検に伴う保護者等の負担の軽減を図る。	
文部科学省	0830900	文化財保護法における現状変更の取扱いの緩和	文化財保護法第80条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物に関する、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。また、関係自治体において、史跡等の適切な保存・管理のために、現状変更の許可基準等を示した保存管理計画を策定することとしている。	E		保存管理計画は、史跡等の現状の課題を把握し、保存管理を完全に期するために、地方公共団体において策定されています。御提案の保存管理計画の取扱いについては、当該計画の策定者である宮城県教育委員会とご相談ください。	保存管理計画は、史跡等の現状の課題を把握し、保存管理を完全に期するために、地方公共団体において策定されています。御提案の保存管理計画の取扱いについては、当該計画の策定者である宮城県教育委員会とご相談ください。											1110	11102010	宮城県栗原市	マリノプラン21	近年において、高齢化社会と完全週休2日制度による国民の余暇時間の増大と余暇時間の活発化により、社会の価値観やライフスタイルは極めて多様化し、人々はまちづくりや地域づくりのにも積極的に参加している。これまでもこのような自然に依拠したスタイルの価値観の形成は顕著であり、今後も、地方が独自にその知識と潜在能力を喚起し、自立して地域を運営していく時代となった。また、地域社会における新しい価値の創造は、現社会のモーターの社会制度となる可能性も見えてきた。当市は、年間約370万人の観光客が訪れる東北最大の観光地であり、その数に誇りをもち、町の基幹産業である「観光」だけに、重要課題となっている。その課題解決として、既存のストックを刷新・持たせ、新たなインフラを創出することで、まちづくりの推進を図る。また、文化財保護法に関する制度は、近年のまちづくりの推進に資するものがある。この制度を踏まえ、文化財保護法第80条第1項の規定により、史跡等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。また、関係自治体において、史跡等の適切な保存・管理のために、現状変更の許可基準等を示した保存管理計画を策定することとしている。	

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府庁からの回答に対する再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再検討要請に対する回答	各府庁からの回答に対する再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容	
文部科学省	0830910	専修学校高等部において技能教育の連携措置をとって通信制高校に直接指導を行ってもらうこと等の旨	学校教育法第45条の2 高等学校通信教育規程第3条	通信制高校における直接指導は、実施校又は協力校で行うこととしている。	D-1		高等学校教育の水準を確保し、良好な環境の下で教育が行われるよう、通信制課程における直接指導は、実施校又は協力校で行われることが原則です。しかし、指定技能教育施設においては、生徒の負担等を考慮し、運用上の取扱いとして、技能連携を行っている生徒を対象に直接指導が認められているケースもあり、施設・設備の整備状況、高校教員による指導等教育上支障がない場合において、学校の設置認可権者の判断により対応が可能と考えますので、ご相談ください。	提案の内容は全て実現できると解してよいか。なお、その際の相談先としては学校の設置認可権者であるかと解してよいのか。		D-1	指定技能教育施設における高等学校の直接指導の実施については、制度の運用上の取扱いとして、個別事情を勘案して学校の設置認可権者(私立高校については都道府県知事)の判断により認められているところであり、通信制高校の直接指導の実施にかかわる相談先は、私立高校の設置認可権者(都道府県知事)となります。							1289	12891010	学校法人新潟総合学院 全日本ウィンタースポーツ専門学校	専修学校における、通信制高校による直接指導実施構想	本校(全日本ウィンタースポーツ専門学校高等部【仮称】)が技能教育の連携措置をとっている通信制高校(開志学高等学校)に、本校にて出張直接指導を行ってもらうこと。その際、技能教育施設としての指定要件に加え、高等学校通信教育第6条にある施設を当該にて用意するものとする。	
文部科学省	0830920	学校設置会社による学校設置事業の全国実施			C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところですが、その全国化の適否については、特区における実施状況についてできるだけ適やかに評価を行い、検討を進めることとしています。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照。												1094	10941010	㈱アメリカンレジャースクール	次世代育成型幼保一元化構想	幼保一元化施設の設置を踏まえ、柔軟的な教育・保育サービスを提供するため、構造改革特区にて限定的に認められている株式会社学校の適用を全国実施されたい。
文部科学省	0830930	株式会社によるインターネット専攻の設置及び運営の容認	構造改革特別区域法第12条、文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令	構造改革特区においては、一定の要件の下に、株式会社による学校設置も、インターネット等のみをを用いて授業を行う大学の校舎等の施設に係る要件緩和も可能となっています。	D-2		構造改革特区における特例である「特例番号832：インターネット等のみをを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」については、構造改革特区における特例「特例番号816：大学設置会社による学校設置事業」と併用することが可能であり、これら双方の特例が適用される地域として認定されれば、当該地域においては、株式会社「インターネットその他の高度情報通信教育ネットワークのみを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う大学院大学」を設置することも可能となっています。											5079	50790001	株式会社パベル	平成16年4月23日中央教育審議会大学分科会答申の構造改革特別区域における大学設置事業の特例措置を学校教育法第68条に規定する大学院大学に限ることなく、株式会社においてもインターネットその他の高度情報通信教育ネットワークのみを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う大学院大学を認めていただきたい。 大学設置基準第2章教育上の基本組織 第6条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第3章教育組織 第8条、第9条、第12条、第13条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第4章教員の資格 第14条、第15条、第16条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第5章収容定員 第18条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第6章教育課程 第24条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第7章卒業の要件等 第30条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第8章校地、校舎等の設置及び設備 第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 専門職大学院設置基準第2章教員組織第6条2項の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 専門職大学院設置基準第9条及び大学通信教育基準第3条の規定にも拘らず、この大学院大学の授業はインターネット経由の授業のみでよいことを認めて頂くこと。(特区での検討はのみ)		
文部科学省	0830940	市民発想の多種多様なキャラクターの商品化について商標登録等の手続又は新たな登録制度の創設		著作権を取得するために行政手続は必要ない。	E		著作権を取得するためには文化庁など行政への手続は必要なく、お手数料も費用もありません。お尋ねの「キャラクター」が創作など「著作物」の要件を満たす場合、創作された時点で、直ちに著作権が生じます。												1061	10612010	奈良県生駒市	地域コミュニティ振興構想	市民や地域が発案したキャラクターなどの地域限定販売の商品化については、市を通じることでより現行の商標登録の手続きでなく、特許庁への届出のみで保護できるようにする。